

2025年5月12日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

日本共産党
愛媛県議会議員 田中克彦

全国一律での最賃1,500円早期実現や男女賃金格差是正等の 取り組み強化及び、「トランプ関税」の影響に対し、賃上げ促進、 くらしと雇用を守ることなど役割発揮を求める要請書

日頃より、くらしや権利擁護など労働行政に対し、ご尽力に感謝申し上げます。

さて、報道によっても明らかなように、実質賃金のマイナスが3年連続、総務省発表の消費者物価指数でも前年比を上回る状況が続いています。物価高騰を上回る賃上げとはなっておらず、働く方々の暮らしは厳しくなっていることは明らかです。

政府では、2020年代に、全国加重平均で、最低賃金を時給1,500円とする方針を打ちだされておりますが、「全国一律」が重要だと考えます。地元シンクタンク調査では、70%以上の中小企業が「時給1,500円は困難」と回答しており、下請法改正等重要ではありますが、何と云っても、中小企業での賃上げを促進するための国による直接支援が要の問題と考えます。とりわけ、地方においては、若年人口の流出が止まらない現状を考えますと、なおさらです。最賃が大幅に引き上げられた徳島県でも、中小企業への直接支援をおこなっていますが、それだけでは追いつかない状況だともお聞きします。

今後、審議会等で議論されるでしょうが、物価を上回る賃上げつまり、生計費を原則とする、都市部と地方との格差是正、人材確保のために都市部の大手では初任給の大幅引き上げが続いていることなどに留意した議論を、期待したいと考えます。

私どもは、そのために、時限的に内部留保課税をおこない中小企業を直接支援することを提起してきました。これに加え、派遣やパート労働者等の待遇改善のために、労基法、派遣法、男女雇用機会均等法等関連する法改正の総称として「非正規ワーカー待遇改善法」を提案しております。

また、「1日7時間、週35時間」一国が長時間労働の抜本的是正へと移行するよう「自由時間拡大推進法」（仮称）も提起しております。中小企業、建設や運輸、介護分野など人手不足とされる産業への対策など条件整備もすすめることも不可欠です。

さて、「トランプ関税」がくらしと雇用に影響することが危惧されます。製造業にとどまらず広く地域経済に影響が及ぶのではないのでしょうか。2008年のリーマンショックでは、いわゆる「非正規切り」が広がる事態ともなりました。賃上げへの機運がなくなり、賃下げや下請単価切り下げなども心配されます。こうした時だからこそ、行政の責任による賃上げ促進や中小企業支援が必要です。万全の対策を講じていただき、労働者のくらしと地域経済を守るために、貴職の引き続く、ご尽力を要望するものです。

1. 「トランプ関税」による影響から労働者を守ることに総力をあげていただくこと。賃下げや、非正規労働者切り捨て、新規採用縮小等の事態を招かないよう対策を講じられること。
2. 最低賃金を、全国一律でただちに、時給1,500円へ引き上げること。とりわけ、人材確保のために、引き続き初任給の引き上げがおこなわれたことや、都市と地方の格差拡大を本格的に是正することが、促進されるよう配慮いただくこと。
3. 最低賃金法の抜本改正を、本省に求めていること。
4. 県内での最低賃金の議論にあたって、愛媛県等の行政からも、意見聴取をおこなうことをご検討いただくこと。
5. 中小企業での賃上げ促進をはかるために、本格的な直接支援を、本省に求めていること。
6. 業務改善（賃上げ）助成制度をさらに活用しやすいものに抜本的な拡充を。社会保険料の減免導入を本省に求めていること。
7. パートや契約社員等非正規労働者の正社員化をはじめとした処遇改善のさらなる促進をはかっていただくこと。「非正規ワーカー待遇改善法」制定を、本省に求めていること。
8. 県内での男女の賃金格差の早急な是正を。賃金格差是正の施策推進や女性の正規雇用への転換促進とともに、中小企業への奨励金導入等、ご検討いただくこと。
9. セクハラやパワハラ、マタハラなどあらゆるハラスメントを根絶するよう、引き続き、周知徹底や環境整備をはかっていただくこと。
10. 長時間労働の是正、サービス残業根絶など労働時間短縮への取り組みを強化いただくこと。
11. 学生のブラックバイト対策の周知徹底を、引き続き、対応いただくこと。
12. 中小企業でも、男性の育児休暇等促進するための周知徹底、代替要員等の確保や賃金の保障等、取得を広げるための措置をさらに講じるようご検討いただくこと。
13. 高卒や大卒初任給引き上げ、奨学金一部返還支援など、愛媛出身の若年者の雇用確保・拡大に取り組む中小事業者へ国の助成金創設について、ご検討いただくこと。
14. 県内大学や愛媛県等と連携し、もちろん選択の自由はあるものの、県内企業への就職促進の取り組みについて、さらに検討、具体化をはかっていただくこと。
15. 外国人労働者の処遇について、違反や脱法的行為がないよう監督の強化を。

以 上

2025年 5月21日

愛媛労働局 局長 常盤 剛史 殿
愛媛地方最低賃金審議会 会長 殿

全労連 四国地区協議会
議長 十河 浩二

要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2024年の改定によって加重平均1055円となりました。しかし、世界ではコロナの感染拡大が始まった2020年以降、最低賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、米ワシントン2400円、オーストラリア2395円、ドイツ2088円など、欧米ではすでに最低賃金(円換算)で2000円台に到達しています。日本の2024年最低賃金改定は、過去最高の引き上げとなりましたが、徳島県で980円、香川県970円、愛媛県956円、高知県952円という低さにとどまっているのが実態です。

石破首相は、「2020年代には平均1500円」を政府目標として示しましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題です。また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京(1163円)と最低額の秋田(951円)との差は212円もあり、地方から都市圏へ人口流出し地域経済が疲弊していく要因の1つとなっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上(月150時間)、直近の調査では1700円必要との結果が出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。この問題の解決は、最低賃金の全国一律制度の実現です。最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料高騰・人件費増分を正當に価格転嫁できるよう公正取引ルールを充実させること、そのための法整備・体制を拡充・強化することが求められています。

このような情勢で、最低賃金や審議会の在り方等について下記のとおり要請します。

記

1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1500 円以上とすること。

また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行なうこと。

2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援(賃金補助・社会保障減免等)を行うこと。

また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。

3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。

4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。

5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上

愛媛労働局

局 長 常盤 剛史殿

J A L 不当解雇撤回と最賃 1500 円の実現を求める申入れ

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死や DV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超えた非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。

また、JAL 不当解雇撤回を求める JAL 争議団のたたかいも 14 年目を迎え、人道的立場からからも早期解決の声が高まっています。四国キャラバン実行委員会としても一刻も早い解決を求めています。

つきましては、私たちの考えを別紙のとおり申し入れますので、交渉日時の設定とともに誠意ある回答および見解を示していただきますよう要請いたします。

記

- 1、交渉日時 2025 年 6 月 5 日（木） 13 時 30 分 ～ 14 時 30 分
- 2、交渉場所 愛媛労働局
- 3、交渉内容 ①最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書について（別紙 1）
② J A L 不当解雇撤回に関する要請書について（別紙 2）
- 4、交渉委員 別途通知します。

2025 年 5 月 21 日

J A L 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）
共同代表 中川孝文（JAL 闘争支援四国共闘会議・議長）

以 上

愛媛労働局

局長 常盤 剛史 殿

「JAL 不当解雇撤回」に関する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

JAL 不当解雇撤回争議は 15 年目に入り、人道上からも一刻も早い解決が求められています。現在、東京都労働委員会で調査・審議が進められていますが JAL 側の不誠実な対応を改めさせ解決へ向けて強い指導を要請致します。

JAL 不当解雇の背景には、

資料①「これでいいのか日本航空」(2025.1 作成全国ビラ)や

資料②「日本航空解雇争議の現状と早期解決のための私たちのねがい」のとおり、長年にわたり一貫した、もの言う労働組合への敵視政策があります。

この解雇が経営上必要なかったことは、2010 年大晦日の解雇強行当時、人員削減目標をパイロット・客室乗務員合わせて 735 人も超過達成していたこと、12 月時点で目標の 2.5 倍にあたる 1,586 億円もの営業利益を上げていたことから明らかです。

経営再建後、パイロットは 700 人以上（更に外国人 70 人以上）、客室乗務員は 7,500 人以上を新規採用していますが被解雇者は一人も原職復帰させていません。これは ILO166 号勧告や JAL 人権方針からも大きく逸脱するもので決して看過することはできません。

現在、東京都労働委員会へ提訴中の事案のうち「JAL 団交拒否」「JAL 中立保持義務違反」「国交省団交拒否」については命令待ち、「優先雇用」については、2024 年 1 月から斡旋協議が続いていましたが JAL 側の頑なな姿勢で不調に終わり調査が再開されています。

ベテラン乗務員が不当に解雇されたままの状態が職場に与えるマイナスの影響は計り知れません。相次ぐ飲酒問題や不安全事故はもの言えない職場風土の現れであり、安全運航に危機感を抱かざるを得ません。風通しのよい職場が安全の基盤であることは過去の事故例からも明らかです。

労働行政を統括する貴職として、早期解決のために下記事項について上申されるとともに見解をお示し下さい。

記

- 1、JAL に対し、東京都労働委員会の場で結審・調査されている事案について誠意を尽くし解決するよう厳しく指導すること。
- 2、JAL 再建計画に深くかかわった監督官庁である国土交通省に対し、争議解決のため JHU との話し合いに誠実に応じるよう要請すること。

2025 年 6 月 5 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文（JAL 闘争支援四国共闘会議議長）

以 上

(別紙1)

愛媛労働局

局長 常盤 剛史 殿

最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

さて、いま私たちの周りには「1 万か所を超える子供食堂の実態」にみられるように貧困と格差が拡大し、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、2000 万人を超える非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引上げが最も有効であると考えています。低賃金で働く 2000 万人非正規労働者の多くが「結婚できない」、「子供が作れない」、「子供にご飯が食べさせられない」という悲惨な生活実態、労働実態に置かれています。その上にお米を中心とする昨年来の物価の高騰は実質賃金の低下を招き、彼ら彼女らにさらなる大きな生活苦と困難を強めています。

私たちは「最低賃金の大幅引上げ」を貴職に求めてきました。その結果、去年は最賃の「徳島ショック」といわれるほど画期的な最賃引き上げなど前向きな取り組みが全国的に広がってきましたが、まだまだ不十分です。非正規労働者の生活の維持改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかなく、彼ら彼女らの生活実態を無視することは非人道的とのそしりを免れません。石破首相は「2000 年代に最低賃金を 1500 円に引き上げる」と言っていますが、その感覚の鈍さに怒りさえ覚えます。改めて最低賃金の「大幅引き上げ」を求めるとともに、最低賃金制度の改善を以下のように求めます。

記

1. 地域別最低賃金を「2000 年代に 1500 円ではおそすぎる」直ちに時給 1500 円とすること。
2. 生涯 2000 万円～2500 万円にも達する最賃格差をなくし、東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象をなくすこと。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し、直ちに全国一律最賃制を実施すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、社会保険料の減免など国の責任を明確にするとともに、公的支援は簡素でわかりやすい制度とすること。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を本審だけでなく専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンター（連合、全労連、全労協）から最低 1 人は選出できる仕組みにすること。

2025 年 6 月 5 日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・谷 英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

以 上

(資料)

日本航空解雇争議の現状と早期解決のための私たちの願い

2010年に政府主導の下で日本航空の「破綻と再建」が進められ、同年12月31日に165名が年齢と病気欠勤歴を理由に解雇されました。本解雇争議は15年目を迎えましたが未だに解決していません。年齢（機長55才以上、副機長48才以上、客室乗務員53才以上）を基準としたベテラン乗務員の解雇は「空の安全」に逆行するものであり、病気欠勤歴を理由とした解雇は人権・人道上も大きな問題です。

解雇当時、人員削減目標を達成1,586億円もの営業利益を上げている中での解雇であり、翌年2月には、稲盛和夫会長（当時）が記者会見で「経営上は必要なかった解雇」と明言した解雇でした。また、日本航空が2011年7月に国交省に提出した「安全報告書」によれば更生計画上の人員削減目標を735名も超過達成していました。

さらに、再建後の2012年7月以降、客室乗務員の新規採用を再開し、これまで7,000名以上が採用されています。パイロットについても700名が採用されているにもかかわらず被解雇者からは1人も乗務職に戻していません。これは整理解雇者の優先雇用を定めたILO166号勧告を無視したものであり企業の社会的責任が問われています。またこの勧告に賛成した政府としても、整理解雇者を優先的に再雇用するよう日本航空を行政指導すべきであり、政府の責任ある対応が問われています。

日本航空は2022年解雇争議の解決策として「業務委託契約」を提案しました。JAL不当解雇撤回争議団35名（うちJHU組合員32名）は、業務委託（月額12万5000円、2年契約）は「雇用には寄らない働き方」であり雇用を一方的に奪われた被解雇者にとって働く権利の回復にはならないことから、納得できる解決内容を求めて争議を継続しています。

また、日本航空は「業務委託契約」を提案する際、JHUに対しては社内2労組から合意の方針が出された後に提案するなど差別扱いを行いました。これは組合間差別を禁じた労組法7条3号（支配介入）に該当する不当労働行為に当たることから東京都労働委員会に救済を求めています。この日本航空の手法は、2010年11月に解雇の過程で労働組合の争議権投票に支配介入した「不当労働行為」が、2016年9月に最高裁で憲法28条違反「団結権の侵害」と断罪されたことへの反省が全くないことを示しています。

JHUは、東京都労働委員会において、日本航空に対しては「団交拒否」と「中立保持義務違反」、について不当労働行為救済の申し立てを行い、調査が進められ結審し命令を待っています。「優先雇用事件」は2024年1月から斡旋協議が進められていましたが、「業務委託契約」に固執するJAL側の対応で不調に終わり、調査が再開されます。また、指導・監督の立場にある国土交通省がJAL破綻と再建にあたって深く関与してきたことから国土交通省についても“使用者性”があるとして「団体交渉拒否」の問題で同様の申し立てを行い、調査が進められ結審しました。

165名の解雇争議は「空の安全」や「労働者の権利」を守るだけでなく「人権問題」でもあります。長引く争議が職場に与える影響は計り知れません。

貴労働局におきましては、JAL争議の現状に鑑み早期解決に向けて倍旧のご尽力を賜りますようお願いいたします。

2025年 6月5日

JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表 中川孝文（JAL闘争支援四国共闘会議・議長）

これでいいのか

日本航空

モノ言う労働者排除

安全軽視

人権侵害



JA0090

JALは解雇争議を解決せよ!

JAL被解雇者労働組合

2025年1月

あなたの声を聞かせて下さい

JAL被解雇者労働組合 (JHU)

TEL 080-4905-3383

● info@jhu-wing.main.jp
● https://twitter.com /jaljhu

JAL お客様に見学デスク 0120-25-8600
0570-025-519 (携帯・PHS)

2025年1月



超党派の国会議員、学者・研究者も
解雇争議の早期解決を求めています

JHUはJALの不当労働行為について、JALと国交省を相手に東京都労働委員会(都労委)に対して救済申立てをしています。超党派(自民・立民・国民・共産・社民・沖縄の風・れいわ・無所属)国会議員が、「JALの解雇争議は人権問題であり人道上の問題である」として、24名が都労委に、27名がJAL本社に対し、早期解決を求める要望書を提出しています。

また、144名の学者・研究者もJAL・国交省・都労委に解決を求める声明文を提出しています。

JAL争議は「労働者の権利」「空の安全」
「平和」を守るたたかい

JALでは、安全上のトラブルが相次いで起こり、2024年1月2日にはJAL機と海保機との衝突事故が発生しました。

空の安全輸送には「知識」「技術」「経験」「チームワーク」が重要な要素であり、これは過去の連続事故の教訓です。職場の“要”である“モノ言う労働者”の解雇は「空の安全」に逆行します。

私たちは、武器・弾薬輸送など、民間機の軍事利用にも反対の声を上げてきました。今、とりわけ九州や沖縄・南西諸島の空港では軍民共用化が進められ「空の安全」が脅かされています。JAL争議は「労働者の権利」はもちろん「空の安全」「平和」を守る闘いです。争議の解決は、“安全運航の確立”、失われた利用者からの信頼回復にも繋がります。



私たちはJALに対して

- ① 希望者全員の原職復帰
- ② 解決金
- ③ 謝罪 を求めています

人員削減を隠し解雇を強行

航空法で公表が求められているJALグループの「安全報告書」からも「更生計画」の人員削減目標をパイロット、客室乗務員あわせて735名も超過削減され、安全運航に必要な人員数を大きく下回っていたことが明らかになりました。しかし、JALはこの数字を公表せず、未だに実際の数字を公表しようとしません。公表すれば解雇の必要がなかったことが明らかになるからです。

大量の新規採用に加え、今後、外国人パイロット70人以上を採用 しかし解雇者は一人も 原職復帰させない

JALは経営再建後、パイロット約700人以上、客室乗務員7,500人以上を新規に採用しています。更に、今後、外国人パイロットを70人以上採用することが明らかになっています。しかし、解雇した乗務員を一人も原職復帰させていません。人員削減した企業は経営状況が回復し、再び人員を採用する場合には、解雇された人を優先的に雇用することが国際労働基準であり、世界の常態です。日本政府も認めたこの国際労働基準について、JALは「国内法に定められていない」と開き直っています。政府もこれを放置しています。

JALの人権方針にも反する

JALは人権方針で「国内法と国際法が異なる場合には国際法を尊重し追求する」と規定していますが、自らの人権方針にも反する態度を取っています。グローバル企業として許されません。



2010年1月、JALは政府の方針で破綻と再建が進められました。再建の過程で「更生計画」の人員削減目標を大幅に達成、営業利益も12月時点で目標の2.5倍となる1,586億円を上げていました。それにもかかわらず、大晦日にパイロット81名と客室乗務員84名を年齢と病欠歴を基準に整理解雇しました。解雇後に相盛会長(当時)は、記者会見や裁判で、「経営上解雇の必要はなかった」と述べました。

解雇されたベテラン乗務員は、現場の第一線で安全問題や職場改善に取り組みんでいた人達です。165名の解雇は、利益を最優先するために、モノ言う労働者の排除と労働組合の弱体化を狙ったもので、安全に逆行するものです。

組合のスト権投票に対する介入

最高裁で憲法違反と断罪



大晦日に165名の必要のない解雇を強行

2025（令和7）年6月20日

愛媛地方最低賃金審議会会長 様

愛媛弁護士会

会長 永 井 卓 也

地域別最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明の送付について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、日本弁護士連合会では、勤労者の地位向上に向けた様々な活動を行っており、当会においても、同様の取り組みを行っているところです。

特に、最低賃金の定めについては、まさに勤労権、生存権保障に直結する労働者のセーフティーネットとして極めて重要な役割を持つことから、日本弁護士連合会は、2020年2月20日付けで「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を、本年4月10日付けで「最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明」をそれぞれ公表し、当会も本年6月20日付けで、別紙の通り思い切った最低賃金額の引き上げを要望する「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を公表したところです。

最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者の待遇改善と、賃金の地域間格差の解消、近時の急激な物価上昇に伴う家計負担の軽減のためには、最低賃金の引き上げは喫緊の課題であり、最低賃金額の増額改定の必要性は疑うべくもありません。

特に愛媛県においては、2024年度の改定によっても東京都との格差が207円、隣県である徳島県との格差が24円と、看過し得ない地域間格差が生じている現状に鑑みて、思い切った最低賃金の増額が不可欠であると考えます。

つきましては、日本弁護士連合会会長声明及び当会会長声明を送付いたしますので、よろしくご参照の上、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

敬具

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び

全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とするものである（最低賃金法第1条）。ここ数年は賃金上昇が物価高騰に追いつかず、労働者の実質賃金は依然として減少傾向が顕著である（厚生労働省「毎月勤労統計」2025年（令和7年）3月分）。また、地域別最低賃金制度のもとでは地方の労働力の都市への流出など看過しがたい問題も生じている。このような現状を踏まえれば、今こそ、賃金の大幅な上昇を通じて、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが急務である。

現行（2024年（令和6年）10月13日発効）の愛媛県最低賃金は1時間956円であり、全国で6番目に低い金額である。一昨年に全国のランク分けが変更され、従前のDランク（4段階の最下位）からBランク（3段階の中位）に引き上げられたことを考慮しても、愛媛はBランクのうち下から2番目であり、Cランクと比べて優位性はみられない。特に昨年は隣県の徳島県（Bランク）が中央最低賃金審議会の目安50円を大幅に上回る84円の増額（時間給980円）をしたことが特筆される。これにより、四国内では徳島県（Bランク）980円、香川県（Bランク）970円、高知県（Cランク）952円となり、愛媛県は、全国でも四国内でも下位にとどまっている状況である。

ここ3年間は、853円、897円、956円と推移しており、特に昨年は中央最低賃金審議会が示した目安額50円を9円上回る引上げを決定したことは評価すべきである。しかしながら、最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で198万8480円（956円×40時間×52週）、月収にすると約16万5706円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円を依然として下回っている。従前の賃金の

引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには、未だ不十分であって、物価上昇にも対応した大幅な賃金の引上げが必要である。

地域間格差是正の観点からも、現状の愛媛県最低賃金は看過しがたい問題を含んでいる。愛媛県は、全国最高額である東京都の1163円と比べると、207円も低い。ここ3年間の両者の差は、219円、216円、207円とほとんど縮まっていない。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年（令和3年）全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。

一昨年から目安区分が従来の4段階（愛媛県はDランク）から3段階（愛媛県はBランク）に変更されたものの、昨年徳島県（Bランク）が目安額（50円）を大きく上回る改定をしたが、そこには、地方における賃金上昇と労働力の確保に対する危機感が如実に表れているというべきである。徳島県においては、従来国が行ってきた業務改善助成金等の助成制度に加えて、最低賃金上昇の影響が大きい中小企業の賃上げを支援するための県独自の制度である「徳島県賃上げ応援サポート事業」が開始されたことも相まって、最低賃金の大幅引き上げに伴う混乱は確認されていない（2025年（令和7年）年2月日本弁護士連合会調査）。

同じくBランクである愛媛県においても、労働力の都市への流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、地域間格差是正を念頭においた地方最低賃金の大幅

幅引き上げが必要不可欠である。

ランク分けを行って目安額に傾斜をつける現行の方式は、むしろ地域間格差を固定化するものであり、もはやその合理性が揺らいでいるといわなければならない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

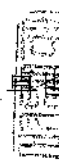
これらを前提として、当会は、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛県の地域経済の健全な発展を促し、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の最低賃金額について、実質賃金の上昇を実感できるような大幅な最低賃金額引上げを内容とする答申を愛媛労働局長に行なうことを強く求める。また、中央最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

以上

2025年（令和7年）6月20日

愛媛弁護士会

会長 永井



最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明

厚生労働省が本年2月5日に発表した「毎月勤労統計調査2024年分結果速報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年から0.2%の減少となり、3年連続での前年比マイナスとなった。物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついていかず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロ状態が続いている。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある、そのためには最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

2024年度における地域別最低賃金（以下、単に「最低賃金」という。）は、全国加重平均で51円の引上げとなり、1時間当たり1055円となった。しかしながら、地域別最低賃金を決定する際の重要な考慮要素とされる労働者の生計費は、正社員を含むフルタイムの労働者（一般労働者）の所定内労働時間である152.6時間（「毎月勤労統計調査 令和6年10月分結果速報」）で換算すれば、時給1500円を大きく超える結果となっている。したがって、現在の最低賃金額がいまだ十分な額に達していないことは明らかである。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことも重大な問題である。2024年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1163円であるのに対し、最も低い秋田県では時給951円であり、その間には212円もの開きがある。その地域の最低賃金の高低と人口の増減には相関関係があるとされており、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因の一つともなっている。

なお、2024年度の改定に当たり、徳島県は目安額50円を34円上回る84円の引上げを決定し、1時間当たり980円の最低賃金額となったが、本年2月に実施した当連合会の徳島県調査において、雇用情勢、経営状況において大きな変化が見られず、これらの点においては、最低賃金の引上げによる弊害が生じていないことが確認された。

この点、中央最低賃金審議会は、地域間格差を是正するためとして、AないしCの3ランクによる地域分割を前提とする目安制度を実施しているが、下位ランクの多くの地方最低賃金審議会の目安額に対する反発が続いている。また、最近の調査によれば、労働者の生計費は、都市部と地方の間でほとんど差がないとされている。それにもかかわらず地域ごとに最低賃金を定める目安制度の合理性には疑問がある。

以上から、現行の目安制度に代わる抜本的制度として、全国一律最低賃金制度の

実現に向けて動き出すべきである。

他方、日本の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。

現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施しており、申請件数は年間2万件程度に増加している。しかしながら、中小企業経営者からは、助成対象が生産性向上に資する設備投資等の費用に限定されていることや、助成対象経費支払後に補助金が交付されることなどへの批判が多く寄せられており、中小企業への支援策としてこれだけで十分であるとは言い難い。

例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、人件費及び原材料費等の上昇を取引価格に適正に反映させることを可能にするよう、法規制の充実と監視行政の充実などが効果的と考えられる。

政府は2024年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定し、「2020年代に全国平均1500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としており、これを実現するためには、毎年89円の引上げが必要で、この目標達成のためにも、充実した中小企業支援策が強く求められる。

最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果がある。当連合会は、引き続き国や自治体に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、各地の地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図り、労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すためにも、中央最低賃金審議会が、全国の最低賃金を大幅に引き上げるよう答申すべきこと及び地域間格差を是正するため全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言を行うことを求めるものである。

2025年（令和7年）4月10日

日本弁護士連合会

会長 淵 上 玲 子

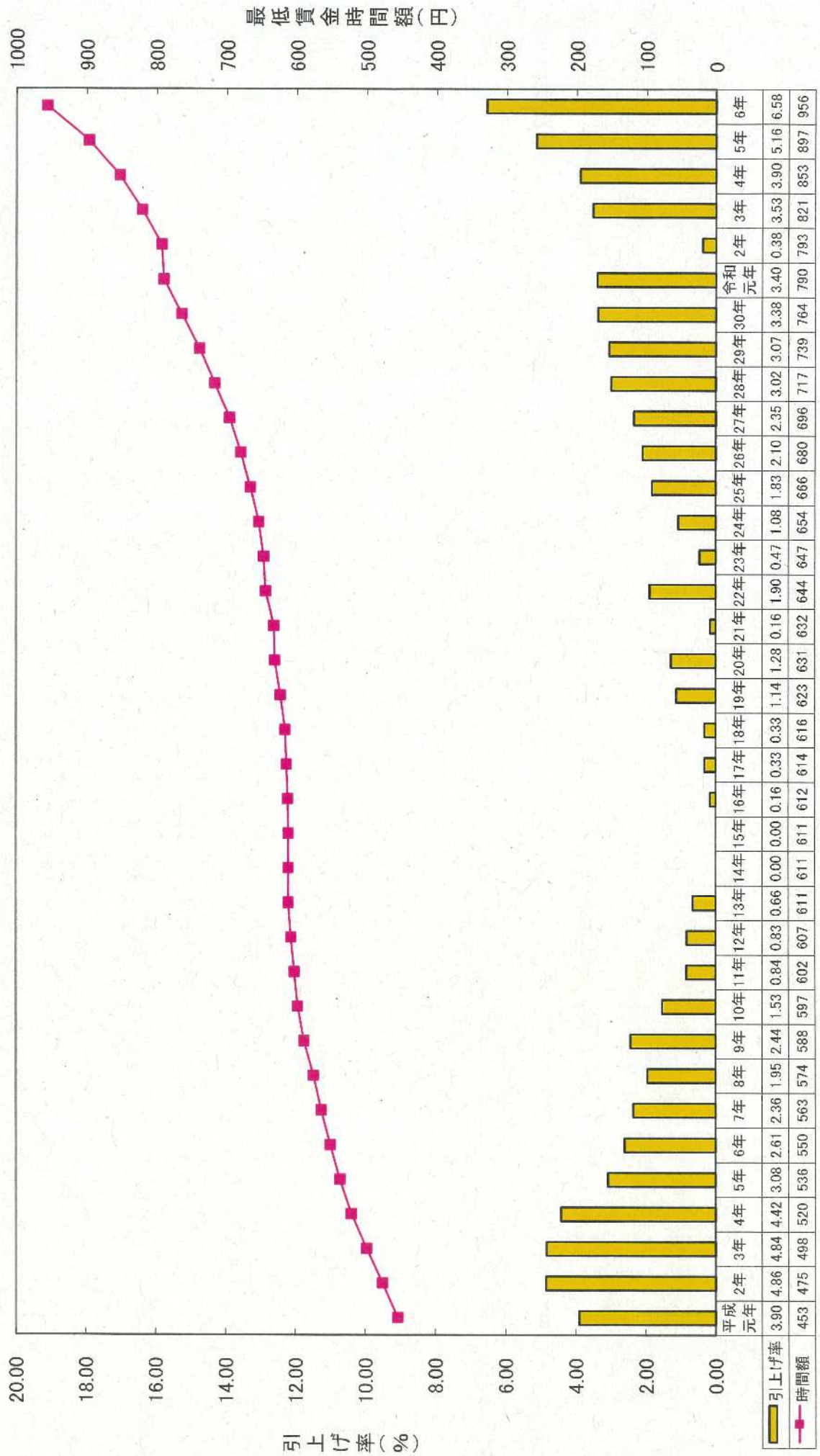
愛 媛 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者にかかる最低賃金額
1時間956円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月13日

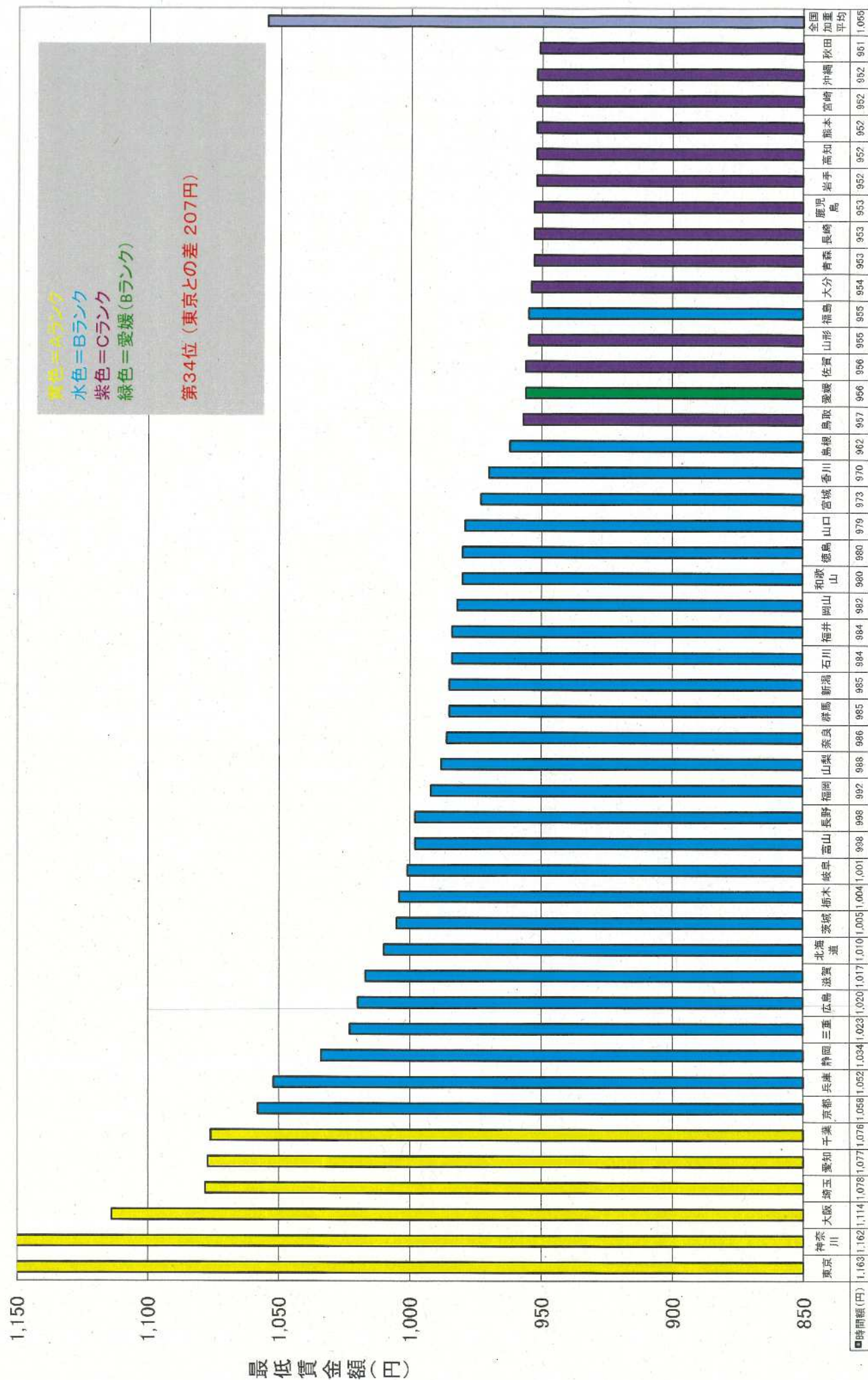
愛媛県最低賃金年次別推移

年 次	改正発効年月日	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
		日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成元年	平成元年10月1日	3,623	140	4.02	453	17	3.90
2年	平成2年10月1日	3,796	173	4.78	475	22	4.86
3年	平成3年10月1日	3,982	186	4.90	498	23	4.84
4年	平成4年10月1日	4,152	170	4.27	520	22	4.42
5年	平成5年10月1日	4,283	131	3.16	536	16	3.08
6年	平成6年10月1日	4,386	103	2.40	550	14	2.61
7年	平成7年10月1日	4,486	100	2.28	563	13	2.36
8年	平成8年10月1日	4,582	96	2.14	574	11	1.95
9年	平成9年10月1日	4,685	103	2.25	588	14	2.44
10年	平成10年10月1日	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	平成11年10月1日	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	平成12年10月1日	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	平成13年10月1日	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	平成14年10月1日	(廃止)			611	0	0.00
15年					611	0	0.00
16年	平成16年10月1日				612	1	0.16
17年	平成17年10月1日				614	2	0.33
18年	平成18年10月1日				616	2	0.33
19年	平成19年10月25日				623	7	1.14
20年	平成20年10月24日				631	8	1.28
21年	平成21年10月1日				632	1	0.16
22年	平成22年10月27日				644	12	1.90
23年	平成23年10月20日				647	3	0.47
24年	平成24年10月24日				654	7	1.08
25年	平成25年10月31日				666	12	1.83
26年	平成26年10月12日				680	14	2.10
27年	平成27年10月3日				696	16	2.35
28年	平成28年10月1日				717	21	3.02
29年	平成29年10月1日				739	22	3.07
30年	平成30年10月1日				764	25	3.38
令和元年	令和元年10月1日				790	26	3.40
2年	令和2年10月3日				793	3	0.38
3年	令和3年10月1日				821	28	3.53
4年	令和4年10月5日				853	32	3.90
5年	令和5年10月6日				897	44	5.16
6年	令和6年10月13日				956	59	6.58

愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率に関する2軸グラフ



全国の地域別最低賃金時間額グラフ (令和6年審議後)



令和6年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	改定後 最低賃金額	改定前 最低賃金額	目安金額	目安比較	採決状況	効力発生日
A	東 京	1,163円	1,113円	50円	±0	●	10月1日
A	神 奈 川	1,162円	1,112円	50円	±0	○	10月1日
A	大 阪	1,114円	1,064円	50円	±0	○	10月1日
A	埼 玉	1,078円	1,028円	50円	±0	○	10月1日
A	愛 知	1,077円	1,027円	50円	±0	▲	10月1日
A	千 葉	1,076円	1,026円	50円	±0	○	10月1日
B	京 都	1,058円	1,008円	50円	±0	●	10月1日
B	兵 庫	1,052円	1,001円	50円	+ 1	●	10月1日
B	静 岡	1,034円	984円	50円	±0	●	10月1日
B	三 重	1,023円	973円	50円	±0	▲	10月1日
B	広 島	1,020円	970円	50円	±0	▲	10月1日
B	滋 賀	1,017円	967円	50円	±0	▲○	10月1日
B	北 海 道	1,010円	960円	50円	±0	●	10月1日
B	茨 城	1,005円	953円	50円	+ 2	●	10月1日
B	栃 木	1,004円	954円	50円	±0	○	10月1日
B	岐 阜	1,001円	950円	50円	+ 1	●	10月1日
B	富 山	998円	948円	50円	±0	●	10月1日
B	長 野	998円	948円	50円	±0	○	10月1日
B	福 岡	992円	941円	50円	+ 1	●	10月5日
B	山 梨	988円	938円	50円	±0	▲○	10月1日
B	奈 良	986円	936円	50円	±0	▲	10月1日
B	群 馬	985円	935円	50円	±0	▲	10月4日
B	新 潟	985円	931円	50円	+ 4	●	10月1日
B	石 川	984円	933円	50円	+ 1	○	10月5日
B	福 井	984円	931円	50円	+ 3	●	10月5日
B	岡 山	982円	932円	50円	±0	▲	10月2日
B	和 歌 山	980円	929円	50円	+ 1	●	10月1日
B	徳 島	980円	896円	50円	+ 34	▲○	11月1日
B	山 口	979円	928円	50円	+ 1	●	10月1日
B	宮 城	973円	923円	50円	±0	▲○	10月1日
B	香 川	970円	918円	50円	+ 2	○	10月2日
B	島 根	962円	904円	50円	+ 8	●	10月12日
C	鳥 取	957円	900円	50円	+ 7	●	10月5日
B	愛 媛	956円	897円	50円	+ 9	○	10月13日
C	佐 賀	956円	900円	50円	+ 6	●	10月17日
C	山 形	955円	900円	50円	+ 5	●	10月19日
B	福 島	955円	900円	50円	+ 5	●	10月5日
C	大 分	954円	899円	50円	+ 5	●	10月5日
C	青 森	953円	898円	50円	+ 5	●	10月5日
C	長 崎	953円	898円	50円	+ 5	●	10月12日
C	鹿 児 島	953円	897円	50円	+ 6	●	10月5日
C	岩 手	952円	893円	50円	+ 9	●	10月27日
C	高 知	952円	897円	50円	+ 5	○	10月9日
C	熊 本	952円	898円	50円	+ 4	●	10月5日
C	宮 崎	952円	897円	50円	+ 5	●	10月5日
C	沖 縄	952円	896円	50円	+ 6	●	10月9日
C	秋 田	951円	897円	50円	+ 4	●	10月1日

(凡例)

採決状況

- :全会一致
- :使用者側反対
- ◐:使用者側一部反対
- ▲:労働者側反対
- ◑:労働者側一部反対

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



工場A



事務所B

別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

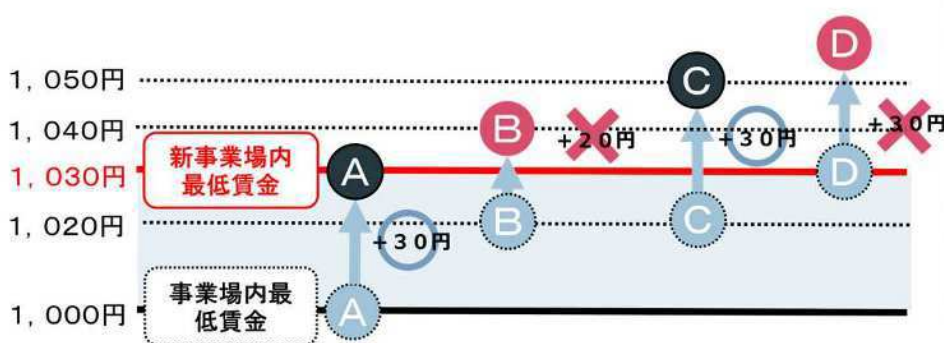
「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
 D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**

1,070円 ■ 引上げ人数は**2名**とカウント



A：引き上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(=600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

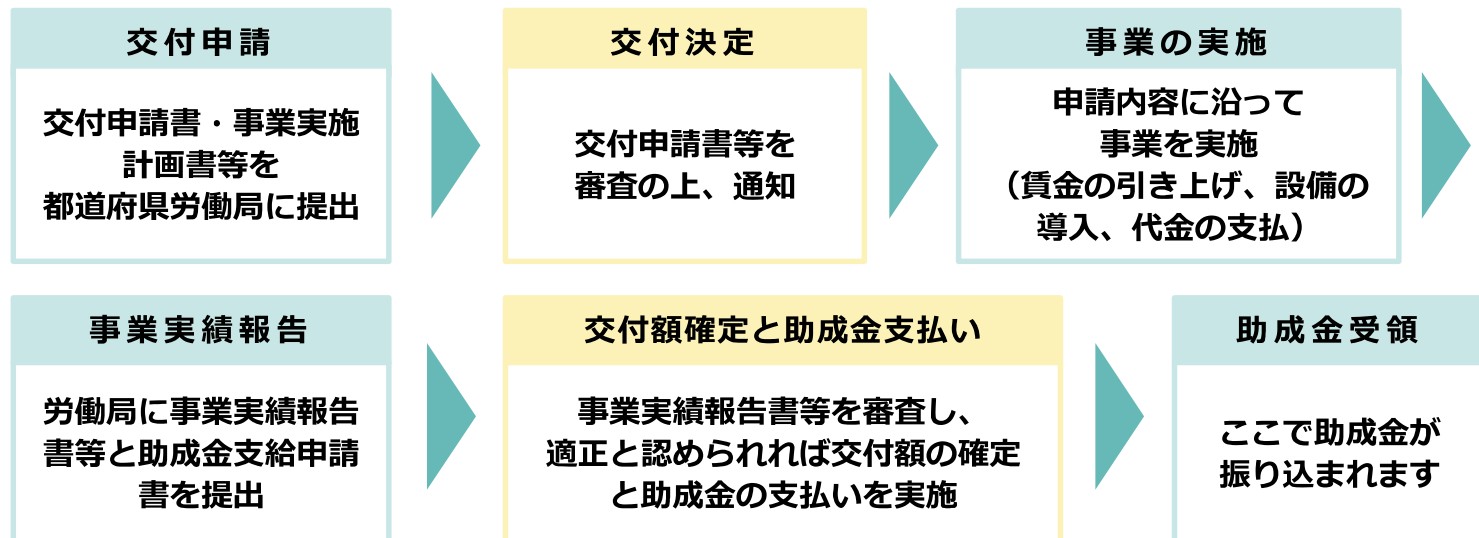


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、
サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取
組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



愛媛県内経済情勢報告

令和 7 年 4 月



省 所
務 務
財 松 山 財 務 所

愛媛県内経済情勢報告

	令和7年1月判断	令和7年4月判断	1月判断 との比較	総括判断の要点
総括判断	持ち直しつつある	持ち直しつつある		個人消費は、観光が回復しているほか、コンビニエンスストアやホームセンターで堅調となっていることから、全体としては持ち直しつつある。 生産活動は、繊維で弱い動きとなっているものの、汎用・生産用機械で持ち直しつつあることから、全体としては一進一退の状況にある。 雇用情勢は、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。

【先行き】

先行きについては、所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな持ち直しが続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

項目	令和7年1月判断	令和7年4月判断	1月判断 との比較
個人消費	持ち直しつつある	持ち直しつつある	
生産活動	一進一退の状況にある	一進一退の状況にある	
雇用情勢	緩やかに持ち直しつつある	持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	
公共事業	前年度を上回っている	前年度を上回っている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	
設備投資	6年度は前年度を上回る見込みとなっている	6年度は前年度を上回る見込みとなっている	

※ 7年4月判断は、前回7年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

個人消費 持ち直しつつある

- 百貨店・スーパーは、衣料品に弱さがみられるものの、飲食料品が堅調であることから、全体としては底堅いものとなっている。
- コンビニエンスストアは、飲料等に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

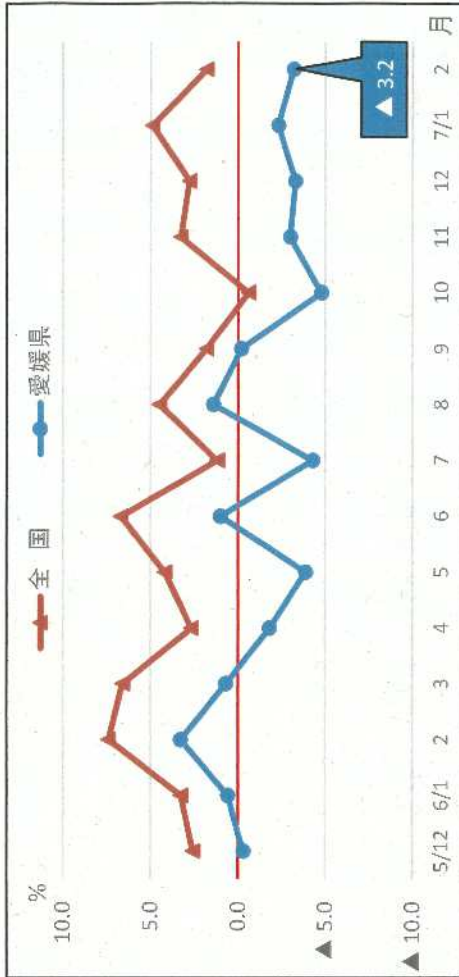
《百貨店・スーパー》

○気温の低い日が続いたため、春物衣料の伸び悩みがみられた。飲食料品は引き続き堅調であり、野菜や冷凍食品の売上が大きく伸びた。

《コンビニエンスストア》

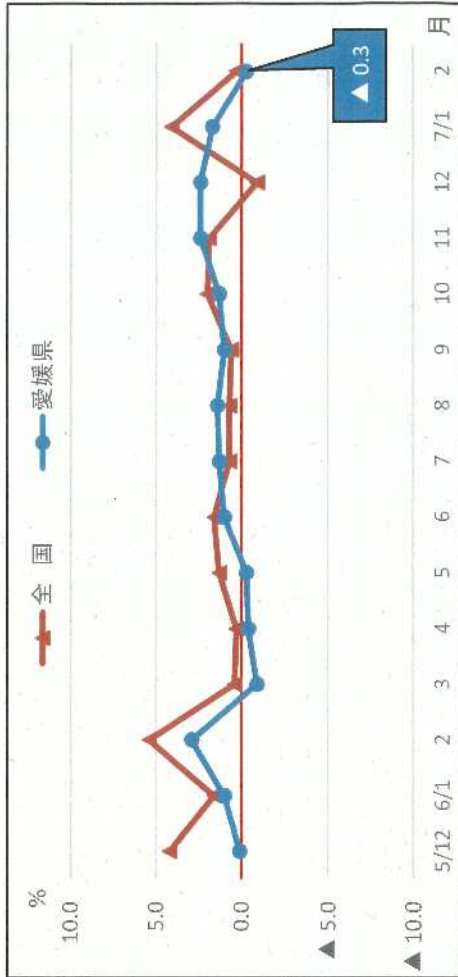
○キャンペーンで販促効果を上げている飲料が引き続き好調。そのほかファストフードの新商品の売上が伸びている。

〔百貨店・スーパー販売状況(前年同月比)〕 (注)全店舗ベース



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔コンビニエンスストア販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

個人消費

○ドラッグストアは、飲食料品等に動きがみられることから、全体としては好調となっている。

○家電大型専門店は、エアコンに動きがみられることから、全体としては堅調となっている。

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

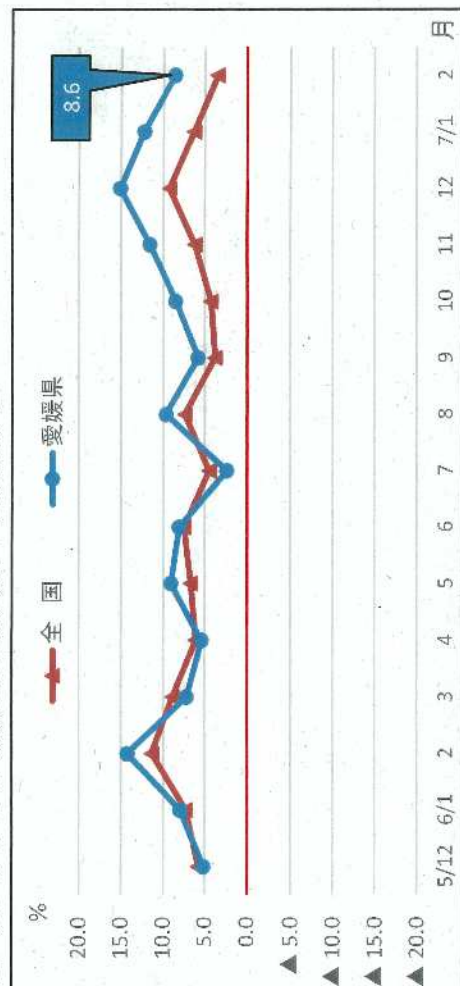
《ドラッグストア》

○冷凍食品や生鮮食品をはじめとした飲食料品が引き続き好調。カイロやハンドクリームなどの季節商品の売上も伸びている。

《家電大型專門店》

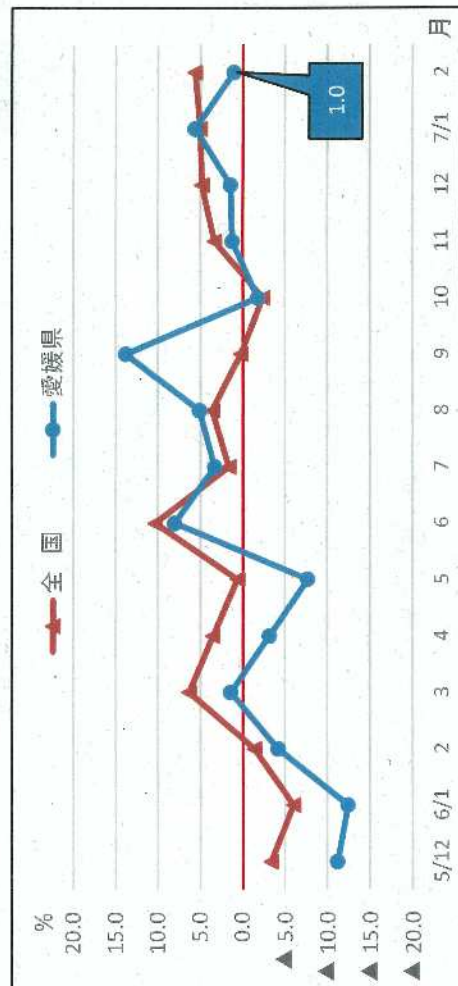
○気温の低い日が続いたため、エアコンの売上は前年より大きく伸びてい
る。

〔ドラッグストア販売状況(前年同月比)〕



【出所】經濟產業省、四國經濟產業局

〔家電大型専門店販売状況(前年同月比)〕



【出所】經濟産業省、四国經濟産業局

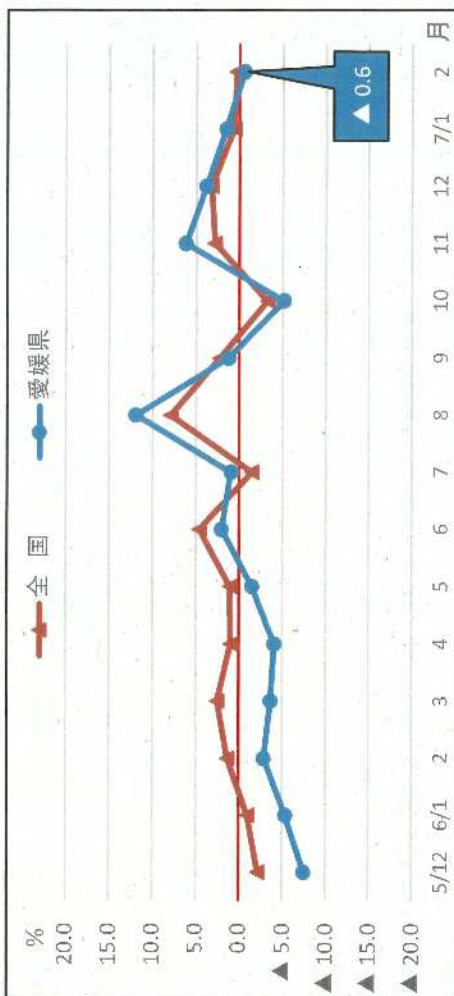
個人消費

- ホームセンターは、暖房器具等の季節商品に動きがみられることから、全体としては堅調となっている。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、普通車、小型車、軽乗用車のいずれも前年を上回っている。
- 観光は、直行便が好調であることから、回復している。
- 旅行は、海外旅行は緩やかに持ち直しつつあり、国内旅行は持ち直しのテンポが緩やかになっている。

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

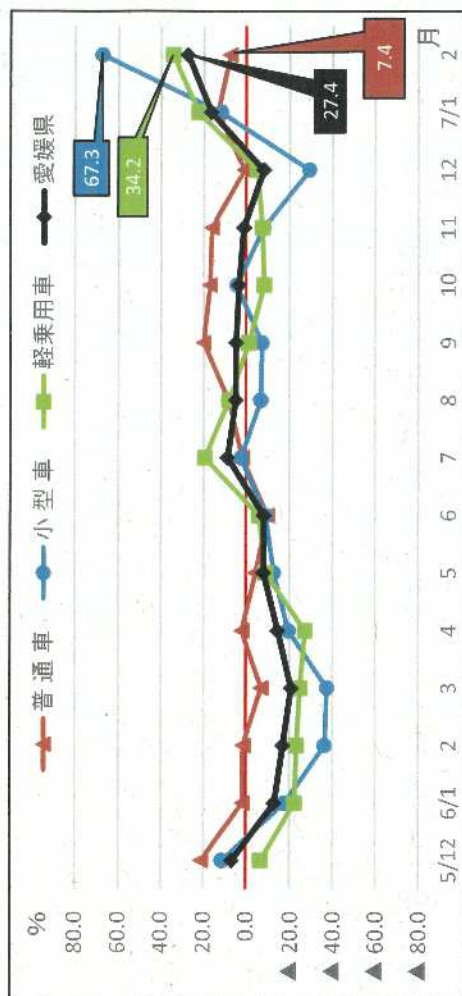
- 《ホームセンター》
 - 気温の低い日が続いたため、暖房器具や灯油が好調。
- 《乗用車》
 - 自動車メーカー生産停止の影響が小さくなってきており、販売台数は順調に回復している。
- 《観光・旅行》
 - 宣伝効果もあって、国内外から多くの観光客が訪れている。旅行先として大型テーマパークは一定の需要を維持している。

〔ホームセンター販売状況(前年同月比)〕



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔愛媛県の乗用車新車登録・届出台数(前年同月比)〕



【出所】(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)全国軽自動車協会連合会のデータから算出

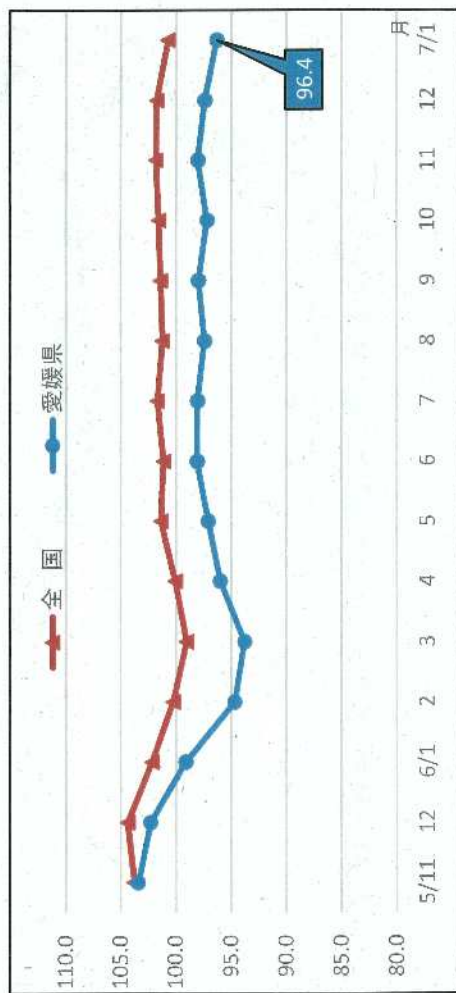
生産活動

生産活動 一進一退の状況にある

- 輸送機械は、一定量の受注残を維持しており、横ばいの状況にある。
- 汎用・生産用機械は、海外向けの需要が増加していることから、持ち直しつつある。
- 電気機械は、海外向けの需要に落ち込みがみられることから、弱い動きとなっている。

【鉱工業生産指数(3か月移動平均・季節調整済指数)】

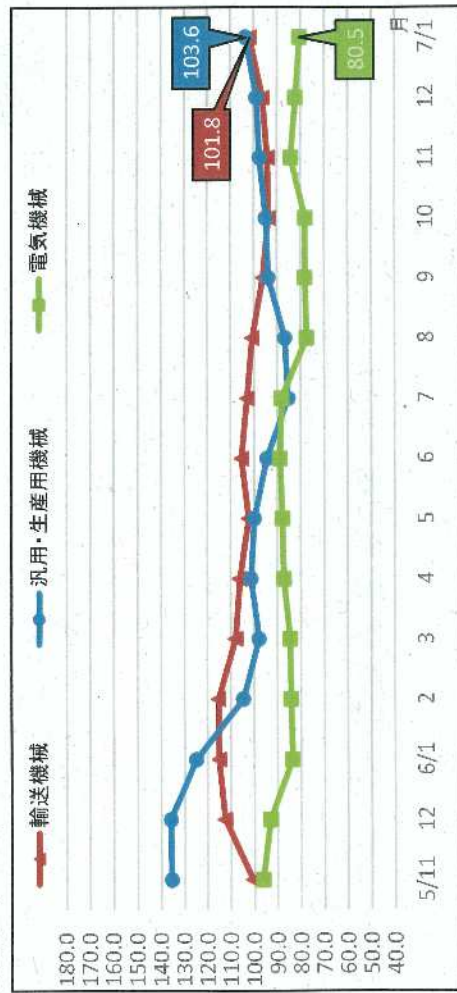
(令和2年=100)



【出所】経済産業省、愛媛県

【愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3か月移動平均・季節調整済指数)】

(令和2年=100)



【出所】愛媛県

【愛媛県内地域経済に関する生の声】

《汎用・生産用機械》

○コロナ禍で落ち込んでいた設備投資意欲の回復が感じられる。

《電気機械》

○海外向けの需要の落ち込みにより、生産調整を継続している。落ち込みは予想よりも長期化している。

生産活動

○化学は、横ばいの状況にある。

○非鉄金属は、回復しつつある。

○食料品は、外食向けやホテル向けで動きがみられることから、緩やかに持ち直しつつある。

○パルプ・紙は、印刷用紙などの需要に弱さがみられることから、弱含んでいる。

○繊維は、中国向けの需要の落ち込みなどにより、弱い動きとなっている。

○プラスチック製品は、受注に弱さがみられることから、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

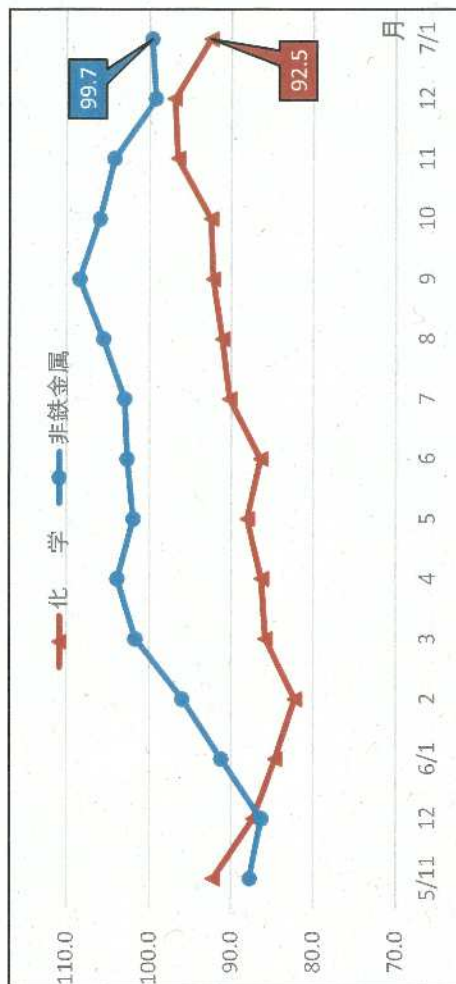
《繊維》

○自動車向けについては若干回復傾向にあるものの、中国の景気後退の影響により、低調な状態が続いている。

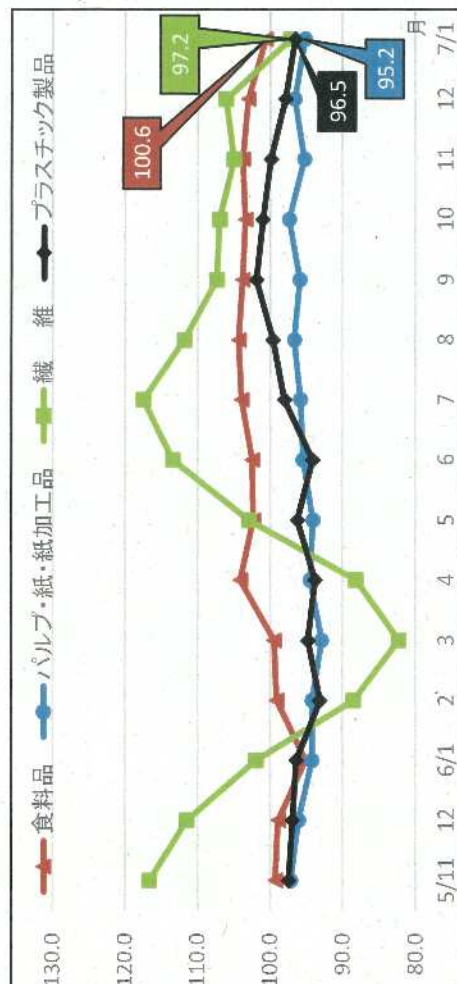
《プラスチック製品》

○コンビニ弁当向けなど食品容器の需要が減少しており、生産量が減少している。

【愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3か月移動平均・季節調整済指数)】
(令和2年=100)



【出所】愛媛県



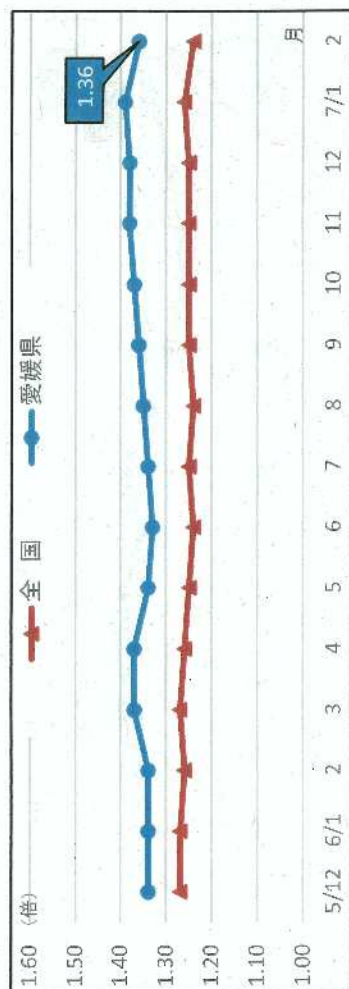
【出所】愛媛県

雇用情勢

持ち直しに向けてテンポが緩やかになっている

○有効求人倍率は、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。

○新規求人数は、令和6年12月～令和7年2月の期間合計が前年同期を下回っている。

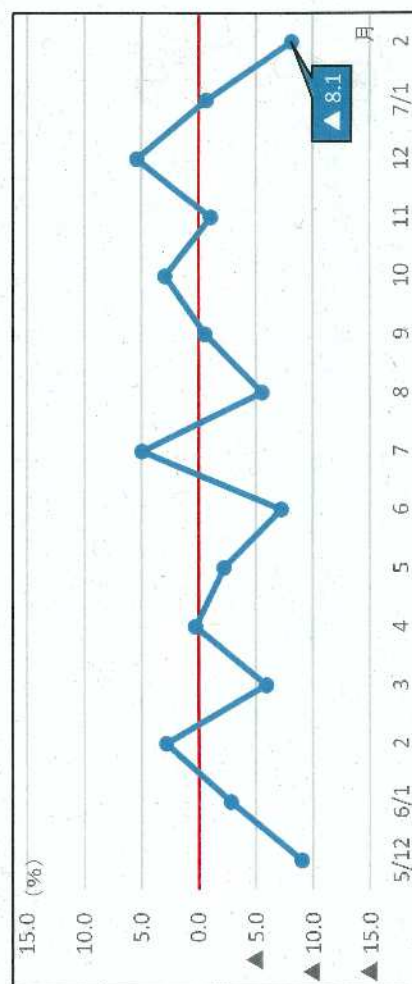


【出所】厚生労働省、愛媛労働局

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

《同衝劣》

○価格転嫁が十分にできていない企業は、人件費との関係で新規求人にながりにくくなっているのではないか。



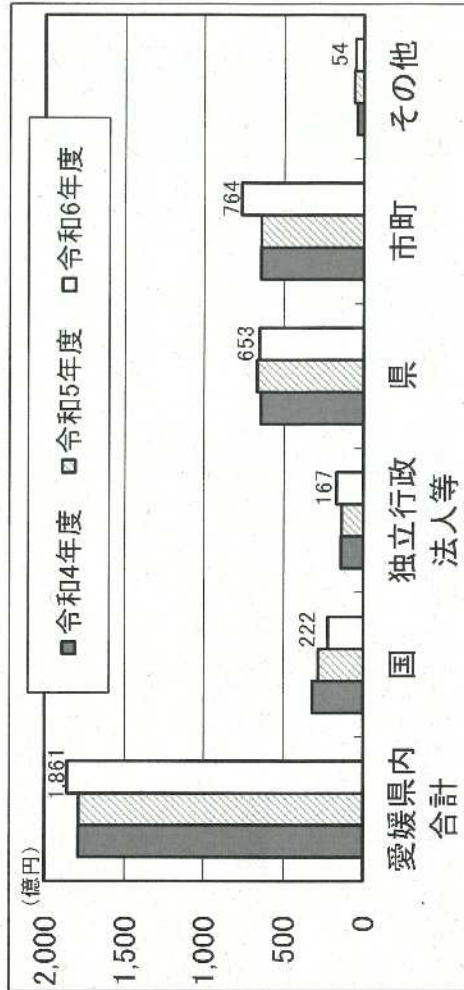
【出所】愛媛労働局

公共事業・住宅建設

公共事業

前年度を上回っている

〔愛媛県の公共工事前払金保証請負金額(3月累計額)〕



【出所】西日本建設業保証(株)等

○前払金保証請負金額でみると、国、県で前年度を下回っているものの、独立行政法人等、市町で前年度を上回っていることから、全体としては前年度を上回っている。

住宅建設

前年を下回っている

○新設住宅着工戸数でみると、貸家で前年を上回っているものの、持家、分譲で前年を下回っていることから、全体としては前年を下回っている。

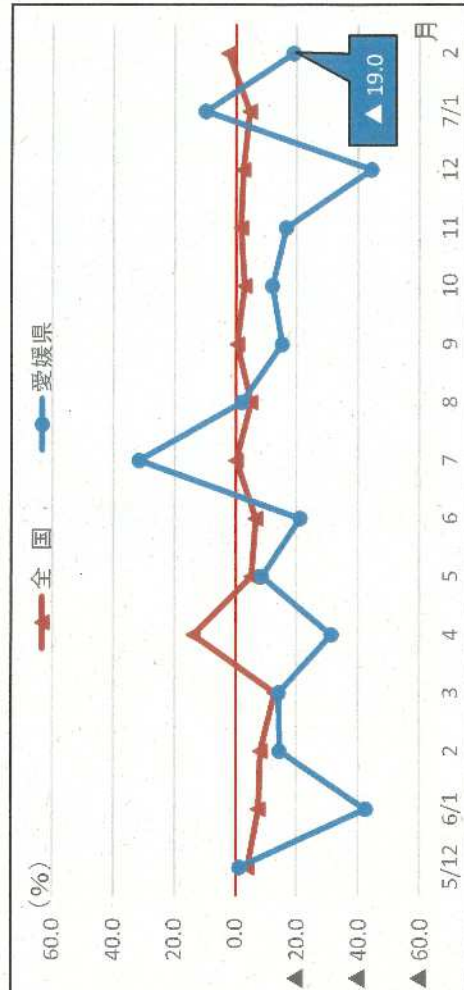
〔利用関係別着工戸数(愛媛県)〕

	前期(令和5年3月～令和6年2月)				今期(令和6年3月～令和7年2月)				前年同期比	
	3月～5月	6月～8月	9月～11月	12月～2月	3月～5月	6月～8月	9月～11月	12月～2月	(12月～2月)	
持家	718	823	723	602	643	763	748	532	▲11.6%	
貸家	451	542	728	257	324	625	363	278	8.2%	
分譲	231	237	287	316	178	237	386	89	▲71.8%	
合計	1,403	1,629	1,756	1,199	1,147	1,668	1,503	904	▲24.6%	

※合計は給与住宅を含む

【出所】国土交通省

〔新設住宅着工戸数(前年同月比)〕



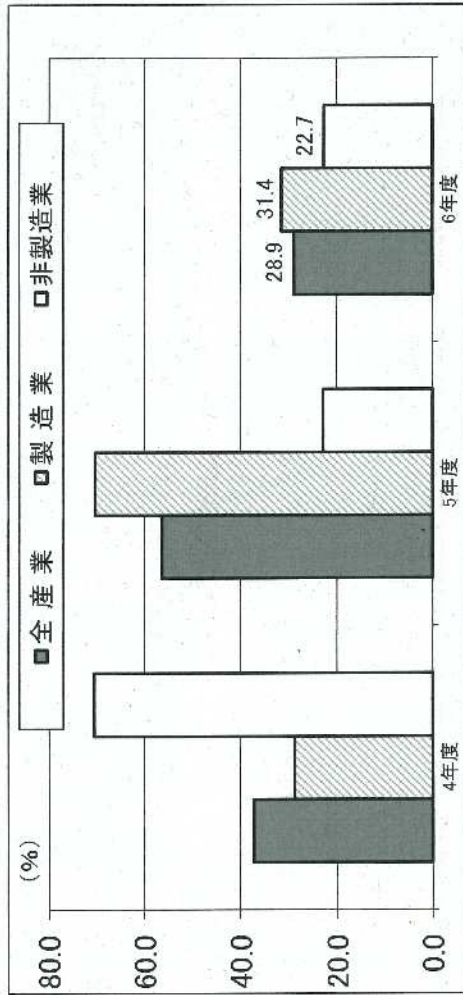
【出所】国土交通省

設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

設備投資

6年度は前年度を上回る見込みとなっている

〔設備投資額 前年度比(愛媛県)〕



※ソフトウェア含む、土地除く

※令和4年度は令和5年1-3月期、令和5年度は令和6年1-3月期、令和6年度は令和7年1-3月期の法人企業景気予測調査結果

【出所】四国財務局松山財務事務所

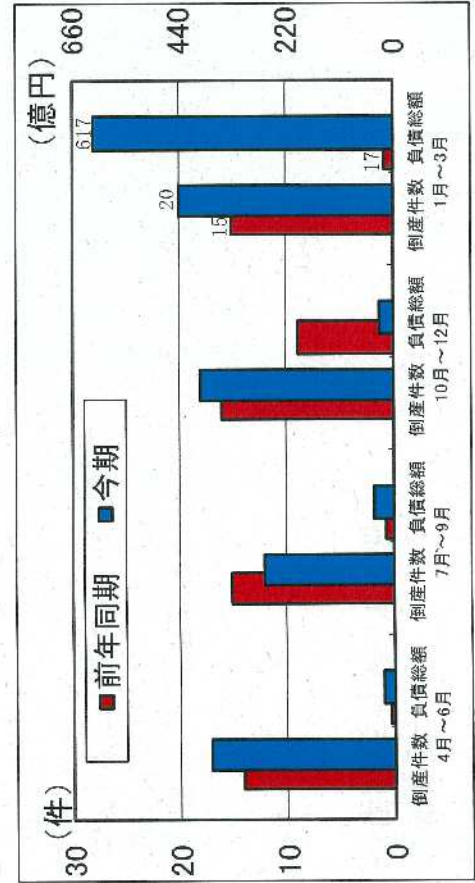
（企業倒産）

件数、負債総額ともに前年を上回っている

（消費者物価）

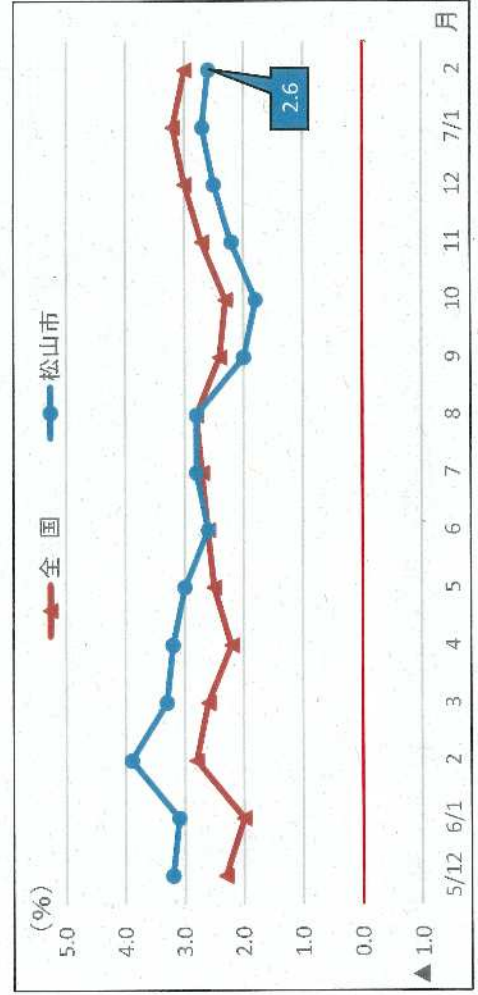
前年を上回っている

〔倒産件数、負債総額(負債額1,000万円以上、愛媛県)〕



【出所】(株)東京商工リサーチ松山支店

〔消費者物価指数(生鮮食品を除く総合:前年同月比)〕



【出所】総務省

※計数は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等により、過去に遡って訂正される場合がありますので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは
TEL (089) 941-7185
総務課(内線610)又は
財務課(内線630)へ

2025 年 7 月 1 日
日本銀行松山支店

企業短期経済観測調査結果の概要（2025 年 6 月）

— 愛媛県分 —

（回答期間） 5 月 28 日～6 月 30 日

（調査対象企業数）

	調査対象企業数		回答率
		うち中堅・中小	
全産業	134 社	123 社	100.0%
製造業	55 社	49 社	100.0%
非製造業	79 社	74 社	100.0%

（注）回答率は、業況判断の有効回答社数／調査対象企業数×100。

（参考）事業計画の前提となっている想定為替レート（全産業）

（円/ドル）

	2025 年 3 月調査	2025 年 6 月調査
2024 年度	148.28	148.11
2025 年度	147.54	145.09

1. 業況判断

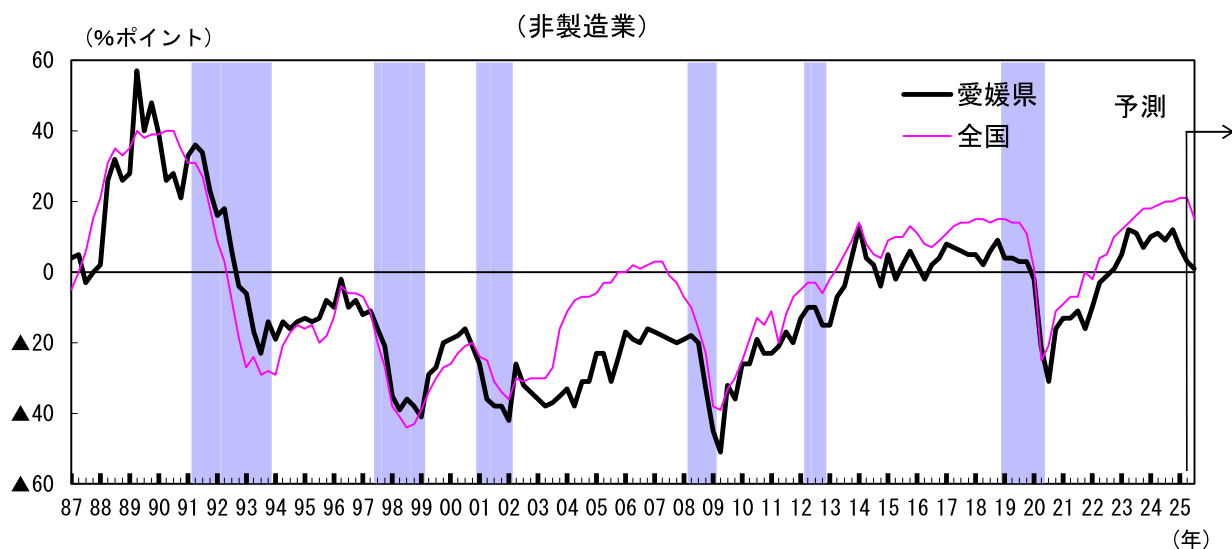
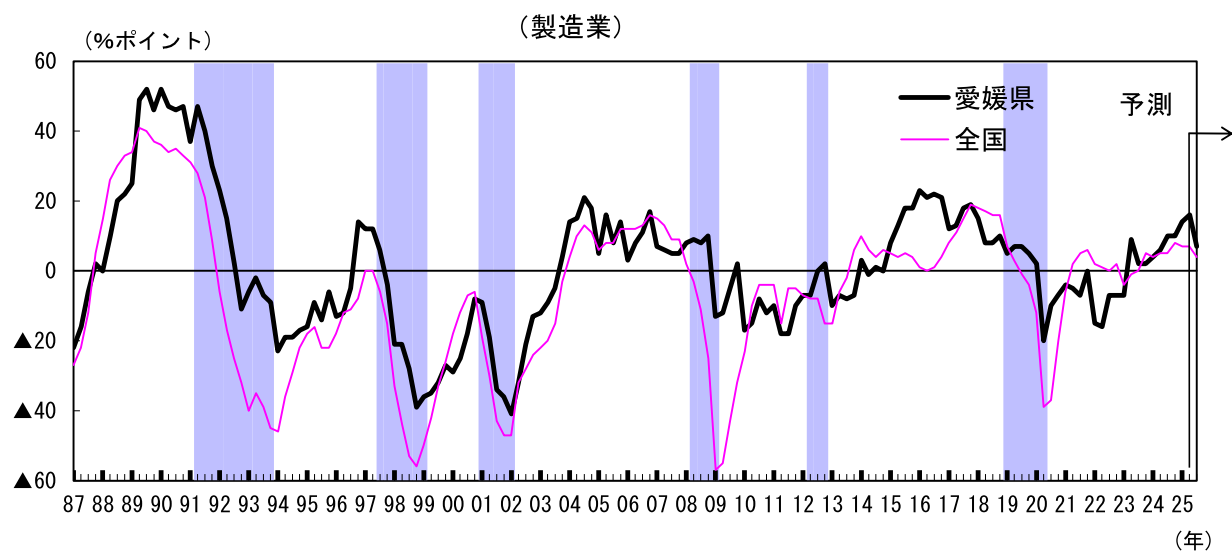
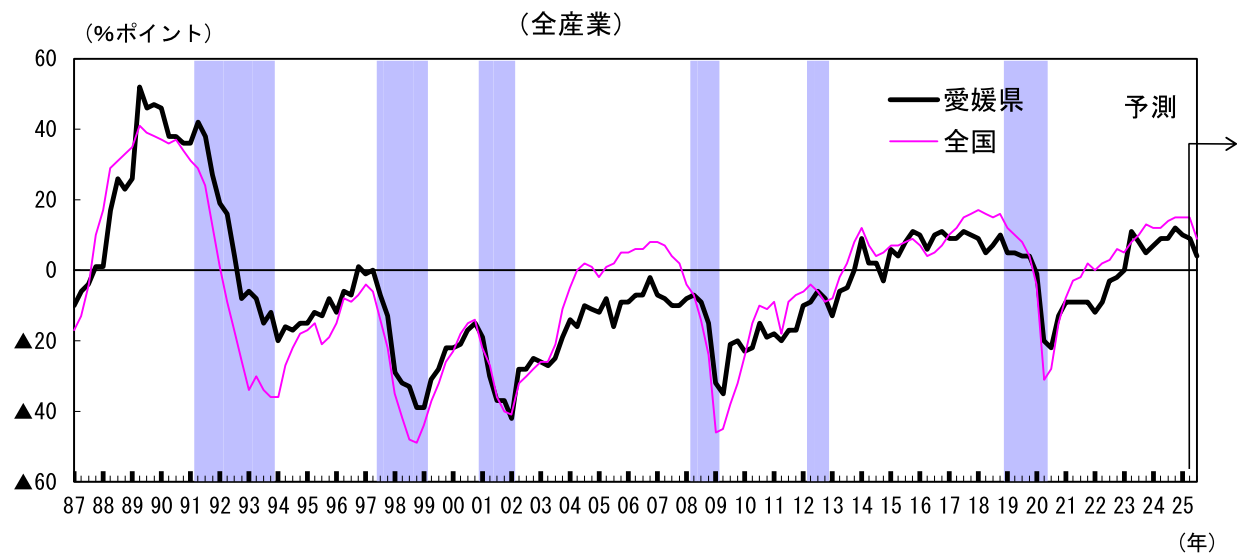
(「良い」－「悪い」、%ポイント)

		2025 年 3 月調査		2025 年 6 月調査			
		最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
愛媛県	全産業	10	8	9	▲ 1	4	▲ 5
	製造業	14	11	16	+ 2	7	▲ 9
	食料品	22	22	0	▲22	0	0
	紙・パルプ	16	8	16	0	16	0
	金属製品	▲25	0	25	+50	0	▲25
	はん用・生産用・ 業務用機械	33	16	50	+17	17	▲33
	輸送用機械	25	17	25	0	17	▲ 8
	その他製造業	0	0	25	+25	0	▲25
	非製造業	7	5	3	▲ 4	1	▲ 2
	建設	19	19	14	▲ 5	10	▲ 4
	卸売	▲ 6	▲12	▲ 6	0	▲12	▲ 6
	小売	0	0	▲14	▲14	0	+14
	運輸・郵便	17	17	17	0	17	0
	対事業所サービス	▲20	▲20	▲20	0	▲20	0
	対個人サービス	0	0	0	0	0	0
全国	全産業	15	10	15	0	9	▲ 6
	製造業	7	4	7	0	4	▲ 3
	非製造業	21	15	21	0	15	▲ 6

(注 1) 愛媛県の業種別は、対象企業数が 3 社以上の業種のみ記載。

(注 2) 「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比。以下、同じ。

(参考) 業況判断の推移



(注 1) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

(注 2) 2004 年 3 月調査の調査対象企業等の見直しにおける前回調査の計数は、見直し後（新ベース）の計数を用いて接続。

(注 3) 2004 年 3 月調査以外の調査対象企業見直し時における前回調査の計数は、見直し前（旧ベース）の計数を用いて接続。

2. 事業計画（全規模）

（１）売上高

（前年度比、％）

	23 年度	24 年度	修正率	25 年度	修正率
全 産 業	+ 6.5	+ 3.8	▲ 0.1	+ 2.1	+ 0.7
製 造 業	+ 8.6	+ 4.3	▲ 0.1	+ 2.7	+ 0.8
非製造業	+ 0.9	+ 2.1	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.3

（２）経常利益

（前年度比、％）

	23 年度	24 年度	修正率	25 年度	修正率
全 産 業	+77.1	+45.4	+ 9.2	+ 1.6	+ 8.1
製 造 業	+192.8	+54.1	+ 8.7	+ 1.0	+10.9
非製造業	▲12.3	+22.6	+11.1	+ 3.6	+ 0.2

（３）設備投資額（含む土地投資額）

（前年度比、％）

	23 年度	24 年度	修正率	25 年度	修正率
全 産 業	▲ 4.7	+16.1	▲ 0.4	▲ 5.8	+ 3.9
製 造 業	+ 0.4	+ 4.7	▲ 2.5	+ 0.4	+ 4.9
非製造業	▲17.2	+50.3	+ 4.4	▲18.6	+ 1.4

（４）ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

（前年度比、％）

	23 年度	24 年度	修正率	25 年度	修正率
全 産 業	▲ 0.4	+ 9.2	+ 0.6	+ 1.0	+ 5.6
製 造 業	+ 5.1	▲ 1.9	▲ 1.1	+ 7.9	+ 6.0
非製造業	▲17.3	+52.8	+ 4.9	▲16.5	+ 4.4

（注）修正率は、前回調査との対比。

【参考】事業計画（中堅・中小）

（１）売上高

（前年度比、％）

	23 年度	24 年度	修正率	25 年度	修正率
全 産 業	+ 3.5	+ 4.2	+ 0.3	+ 2.0	+ 0.7
製 造 業	+ 2.5	+ 5.6	+ 0.3	+ 1.4	+ 0.9
非製造業	+ 4.6	+ 2.4	+ 0.4	+ 2.8	+ 0.5

（２）経常利益

（前年度比、％）

	23 年度	24 年度	修正率	25 年度	修正率
全 産 業	+31.9	+10.4	+ 4.9	+ 4.6	+ 1.0
製 造 業	+94.9	+33.3	+ 2.6	+ 1.7	+ 3.8
非製造業	+ 3.3	▲ 9.2	+ 8.0	+ 8.2	▲ 2.1

（３）設備投資額（含む土地投資額）

（前年度比、％）

	23 年度	24 年度	修正率	25 年度	修正率
全 産 業	+ 9.1	+ 9.7	▲ 1.2	▲19.9	+ 7.2
製 造 業	+ 7.4	▲10.5	▲ 5.3	+ 4.0	+ 4.1
非製造業	+12.6	+49.3	+ 4.2	▲47.9	+15.4

（４）ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

（前年度比、％）

	23 年度	24 年度	修正率	25 年度	修正率
全 産 業	+ 9.5	+ 2.4	▲ 0.8	▲11.6	+ 6.2
製 造 業	+ 8.4	▲22.1	▲ 5.1	+19.7	+ 3.9
非製造業	+12.6	+63.5	+ 4.8	▲48.6	+12.9

（注）修正率は、前回調査との対比。

3. その他判断項目

(1) 国内での製商品・サービス需給判断

(「需要超過」－「供給超過」、%ポイント)

	2025 年 3 月調査		2025 年 6 月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全 産 業	▲ 8	▲ 6	▲ 8	0	▲ 8	0
製 造 業	▲13	▲10	▲ 6	+ 7	▲ 8	▲ 2
非製造業	▲ 3	▲ 3	▲ 8	▲ 5	▲ 7	+ 1

(2) 製商品在庫水準判断

(「過大」－「不足」、%ポイント)

	2025 年 3 月調査		2025 年 6 月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全 産 業	▲ 5		▲ 3	+ 2		
製 造 業	2		6	+ 4		
非製造業	▲14		▲15	▲ 1		

(3) 仕入価格判断

(「上昇」－「下落」、%ポイント)

	2025 年 3 月調査		2025 年 6 月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全 産 業	49	58	51	+ 2	52	+ 1
製 造 業	47	56	49	+ 2	49	0
非製造業	52	59	54	+ 2	55	+ 1

(4) 販売価格判断

(「上昇」－「下落」、%ポイント)

	2025 年 3 月調査		2025 年 6 月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全 産 業	27	39	33	+ 6	34	+ 1
製 造 業	27	40	33	+ 6	38	+ 5
非製造業	26	38	33	+ 7	32	▲ 1

(5) 生産・営業用設備判断

(「過剰」－「不足」、%ポイント)

	2025 年 3 月調査		2025 年 6 月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全 産 業	▲ 7	▲ 7	▲ 7	0	▲ 7	0
製 造 業	▲ 6	▲ 9	▲10	▲ 4	▲ 8	+ 2
非製造業	▲ 8	▲ 6	▲ 6	+ 2	▲ 7	▲ 1

(6) 雇用人員判断

(「過剰」－「不足」、%ポイント)

	2025 年 3 月調査		2025 年 6 月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
全 産 業	▲55	▲51	▲48	+ 7	▲49	▲ 1
製 造 業	▲51	▲47	▲42	+ 9	▲42	0
非製造業	▲60	▲56	▲52	+ 8	▲55	▲ 3

(7) 企業金融判断 (全産業)

(%ポイント)

	2025 年 3 月調査		2025 年 6 月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	変化幅
資金繰り (「楽である」－「苦しい」)	9		12	+ 3		
金融機関の貸出態度 (「緩い」－「厳しい」)	16		15	▲ 1		
借入金利水準 (「上昇」－「低下」)	59	62	55	▲ 4	60	+ 5

以 上



法人企業景気予測調査結果

愛媛県の概要

令和 7 年 4～6 月期調査

目 次

調 査 要 領	1
1. 企 業 の 景 況	2
2. 従 業 員 数	3
3. 売 上 高	4
4. 経 常 利 益	4
5. 設 備 投 資	4
6. 資 料 編	5

- (1) 判断調査項目BSI表（原数値）
- (2) 今年度における設備投資のスタンス
- (3) 今年度における資金調達方法

財 務 省 四 国 財 務 局

松 山 財 務 事 務 所

調査要領

1. 調査の目的と根拠

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として内閣府と財務省が共管で実施。

2. 調査対象の範囲

愛媛県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人企業（県外に本店の所在する工場を含む）。
ただし、電気・ガス・水道及び金融、保険は資本金1億円以上を対象。

3. 調査対象企業数及び回収状況

愛媛県の調査対象企業数及び回収状況は次のとおり

	調査企業数（社）	回答企業数（社）	回収率（％）
製 造 業	47	40	85.1
非 製 造 業	80	70	87.5
合 計	127	110	86.6

4. 調査時点

令和 7 年 5 月 15 日

5. 調査対象期間（時点）

- ・ 判 断 項 目 ： 現 状（令和7年4～6月期及び6月末）
見 通 し（令和7年7～9月期及び9月末、令和7年10～12月期及び12月末）
- ・ 計 数 項 目 ： 令和7年度

6. 調査方法

調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）

（注）

判断調査項目については、原則としてBSI（Business Survey Index）による。

BSIは、前期と比較した「上昇」又は「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例 「企業の景況」の場合

前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%

「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%

「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%

「不明」と回答した企業の構成比・・・ 5.0%

BSI = （「上昇」と回答した企業の構成比40.0%）－
（「下降」と回答した企業の構成比30.0%）＝10.0%ポイントの「上昇」超

1. 企業の景況…現状4～6月期は「下降」超幅が拡大

現状4～6月期は、全産業では▲10.0%ポイントとなっており、前期（7年1～3月期）に比べ「下降」超幅が拡大している。

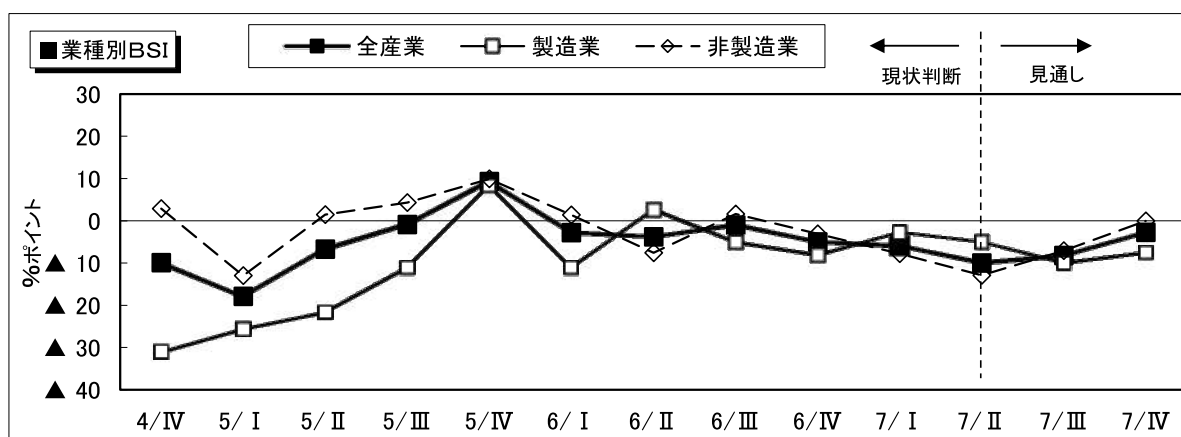
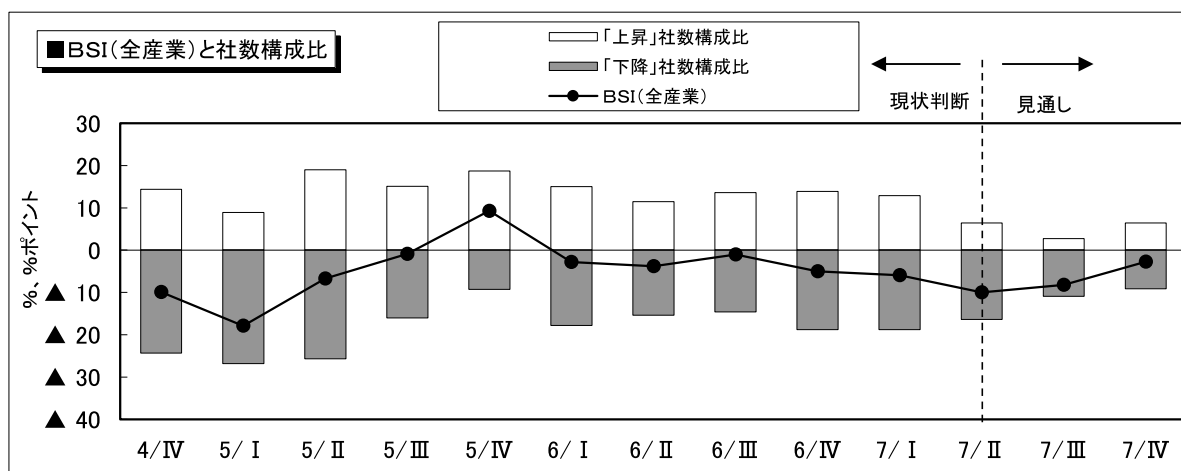
業種別にみると、製造業、非製造業ともに「下降」超幅が拡大している。

先行きについて、全産業でみると、7～9月期、10～12月期ともに「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。

企業の景況判断 BSI(前期比「上昇」－「下降」社数構成比)〔原数値〕 (単位:%ポイント)

区 分	7年1～3月 前回調査	7年4～6月 現状判断	7年7～9月 見通し	7年10～12月 見通し
全 産 業	▲ 5.9	(▲ 2.0) ▲ 10.0	(▲ 1.0) ▲ 8.2	▲ 2.7
製 造 業	▲ 2.7	(8.1) ▲ 5.0	(2.7) ▲ 10.0	▲ 7.5
非 製 造 業	▲ 7.8	(▲ 7.8) ▲ 12.9	(▲ 3.1) ▲ 7.1	0.0

(注)7年4～6月、7年7～9月の()書きは前回調査時の見通し



2. 従業員数…現状6月末は「不足気味」超幅が縮小

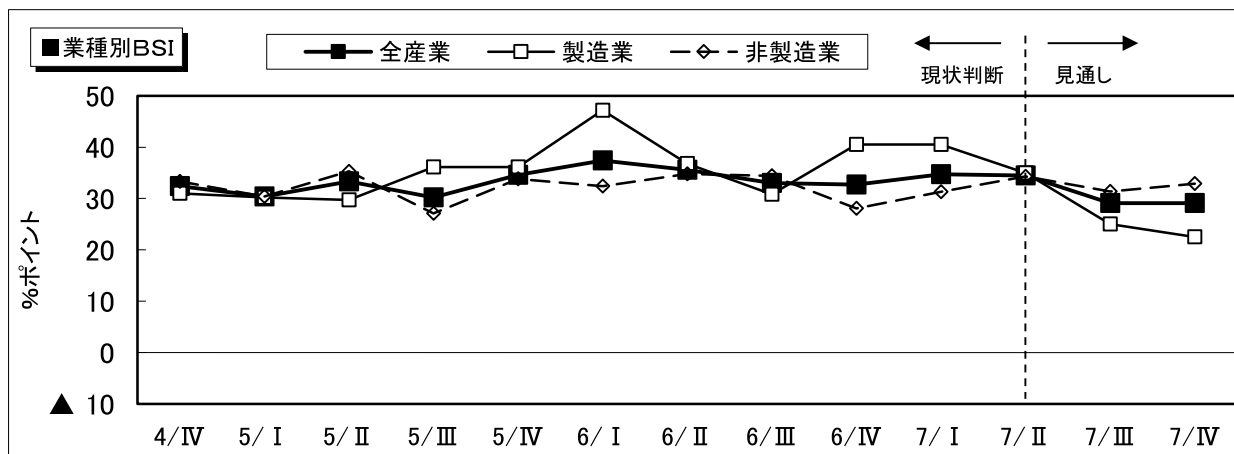
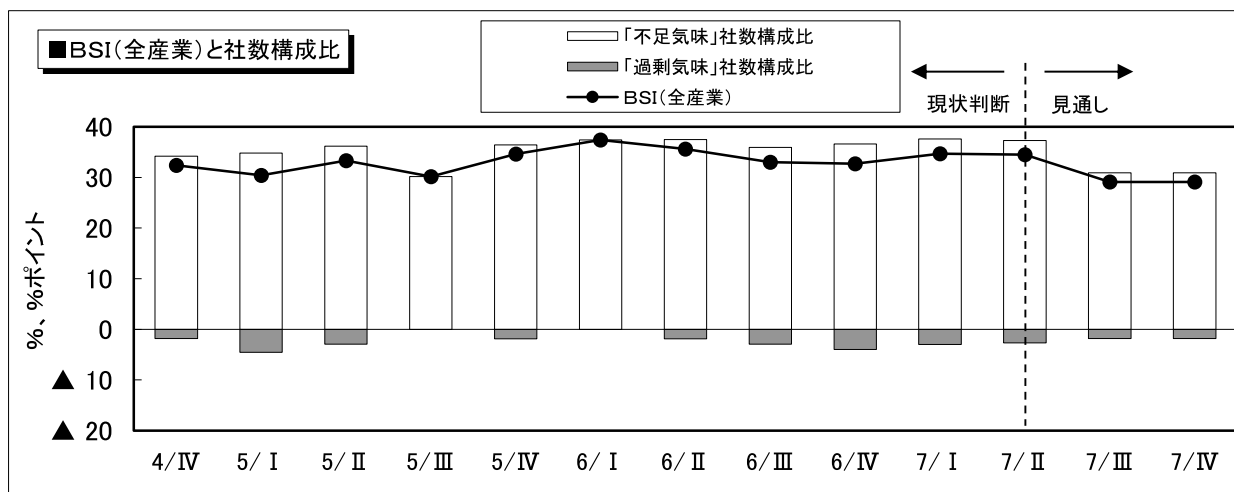
現状6月末は、全産業では「不足気味」超幅が縮小している。
業種別にみると、製造業で「不足気味」超幅が縮小し、非製造業で「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについて、全産業でみると、9月末は「不足気味」超幅が縮小し、その後、横ばいで推移する見通しとなっている。

従業員数判断 BSI(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)〔原数値〕 (単位: %ポイント)

区 分	7年3月末 前回調査	7年6月末 現状判断	7年9月末 見通し	7年12月末 見通し
全 産 業	34.7	(28.7) 34.5	(25.7) 29.1	29.1
製 造 業	40.5	(32.4) 35.0	(29.7) 25.0	22.5
非 製 造 業	31.3	(26.6) 34.3	(23.4) 31.4	32.9

(注)7年6月末、7年9月末の()書きは前回調査時の見通し



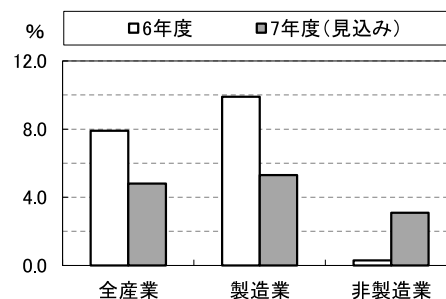
3. 売上高…増収見込み

7年度は、全産業では前年度比で4.8%の増収見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で5.3%、非製造業で3.1%の増収見込みとなっている。

売上高(前年度比増減率) (単位: %)		
区 分	6年度	7年度
全 産 業	7.9	4.8
製 造 業	9.9	5.3
非 製 造 業	0.3	3.1

(注1) 県内に本店が所在する企業(「電気・ガス・水道」、「金融、保険」除く)

(注2) 6年度は7年1～3月期調査の結果



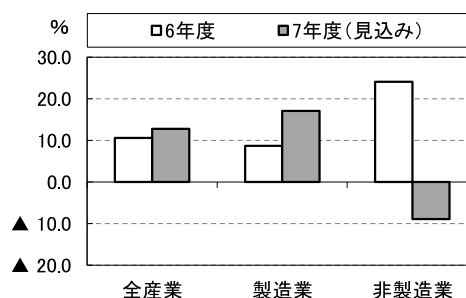
4. 経常利益…増益見込み

7年度は、全産業では前年度比で12.8%の増益見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で17.1%の増益見込み、非製造業で8.9%の減益見込みとなっている。

経常利益(前年度比増減率) (単位: %)		
区 分	6年度	7年度
全 産 業	10.6	12.8
製 造 業	8.7	17.1
非 製 造 業	24.1	▲ 8.9

(注1) 県内に本店が所在する企業(「電気・ガス・水道」、「金融、保険」除く)

(注2) 6年度は7年1～3月期調査の結果



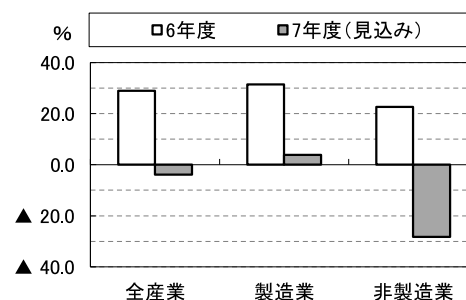
5. 設備投資…減少見込み

7年度は、全産業では前年度比で3.9%の減少見込みとなっている。
業種別にみると、製造業で3.9%の増加見込み、非製造業で28.3%の減少見込みとなっている。

設備投資(前年度比増減率) (単位: %)		
区 分	6年度	7年度
全 産 業	28.9	▲ 3.9
製 造 業	31.4	3.9
非 製 造 業	22.7	▲ 28.3

(注1) 土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

(注2) 6年度は7年1～3月期調査の結果



6. 資料編

(1) 判断調査項目BSI表(原数値)

(単位: %ポイント)

項目別	業種別 期間別	全 産 業			製 造 業			非 製 造 業		
		7年 4～6月	7～9月	10～12月	7年 4～6月	7～9月	10～12月	7年 4～6月	7～9月	10～12月
企業の景況 「上昇」-「下降」		▲ 10.0	▲ 8.2	▲ 2.7	▲ 5.0	▲ 10.0	▲ 7.5	▲ 12.9	▲ 7.1	0.0
国内の景況 「上昇」-「下降」		▲ 13.3	▲ 20.0	▲ 13.3	▲ 12.1	▲ 15.2	▲ 12.1	▲ 14.0	▲ 22.8	▲ 14.0
生産・販売などのための設備 「不足」-「過大」 (期末判断)		1.1	3.4	5.7	2.9	5.9	5.9	0.0	1.9	5.6
従業員数 「不足気味」-「過剰気味」 (期末判断)		34.5	29.1	29.1	35.0	25.0	22.5	34.3	31.4	32.9

(2) 今年度における設備投資のスタンス

項目別	業 種 別	全 産 業		製 造 業		非 製 造 業	
		構 成 比	順位	構 成 比	順位	構 成 比	順位
生産（販売）能力の拡大		48.7%	2	70.0%	①	34.8%	5
製（商）品・サービスの質的向上		36.8%	4	33.3%	4	39.1%	3
情報化への対応		28.9%	5	16.7%	5	37.0%	4
省力化合理化		44.7%	3	50.0%	3	41.3%	2
環境対策		14.5%	6	16.7%	5	13.0%	6
海外投資		6.6%	9	10.0%	7	4.3%	9
研究開発		7.9%	8	10.0%	7	6.5%	8
新事業への進出		9.2%	7	6.7%	9	10.9%	7
維持更新		67.1%	①	70.0%	①	65.2%	①
その他		0.0%		0.0%		0.0%	

(注)3つ以内の複数回答

(3) 今年度における資金調達方法

項目別	業 種 別	全 産 業		製 造 業		非 製 造 業	
		構 成 比	順位	構 成 比	順位	構 成 比	順位
民間金融機関		60.0%	①	68.0%	①	55.0%	2
公的機関		32.3%	3	36.0%	3	30.0%	3
株式の発行		4.6%	8	4.0%	8	5.0%	8
社債の発行		0.0%		0.0%		0.0%	
リース		24.6%	4	16.0%	5	30.0%	3
企業間信用		10.8%	6	12.0%	6	10.0%	7
資産の売却		9.2%	7	0.0%		15.0%	5
資産の流動化・証券化		16.9%	5	20.0%	4	15.0%	5
内部資金		60.0%	①	56.0%	2	62.5%	①
その他		3.1%	9	8.0%	7	0.0%	

(注)3つ以内の複数回答

お問い合わせ先

T E L (089) 941-7185

総務課 (内線 610) 又は
財務課 (内線 630) へ

2025 年 6 月 10 日

日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直している。

すなわち、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。設備投資は、増加している。公共投資は、高水準で推移している。こうした中、生産は、弱い動きとなっている。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、一部に弱い動きがみられる。

設備投資は、増加している。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。

業態・品目別の需要動向

大 型 小 売 店 販 売 (百貨店、スーパー、ドラッグストア等)	持ち直している。
コンビニエンスストア販売	堅調に推移している。
家 電 販 売	横ばい圏内で推移している。
乗 用 車 販 売	持ち直している。
宿泊・観光施設の入込み	堅調に推移している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

(2) 生産

生産は、弱い動きとなっている。

業種別の生産動向

織	維	弱めの動きとなっている。
紙	・ パ ル プ	減少している。
化	学	弱い動きとなっている。
プラスチック製品		低調に推移している。
非 鉄 金 属		堅調に推移している。
食 料 品		持ち直している。
はん用・生産用機械		横ばい圏内で推移している。
電 気 機 械		低調に推移している。
輸送機械（造船）		高操業となっている。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、３％程度のプラスとなっている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、前年を上回って推移している。

(6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比上昇した。

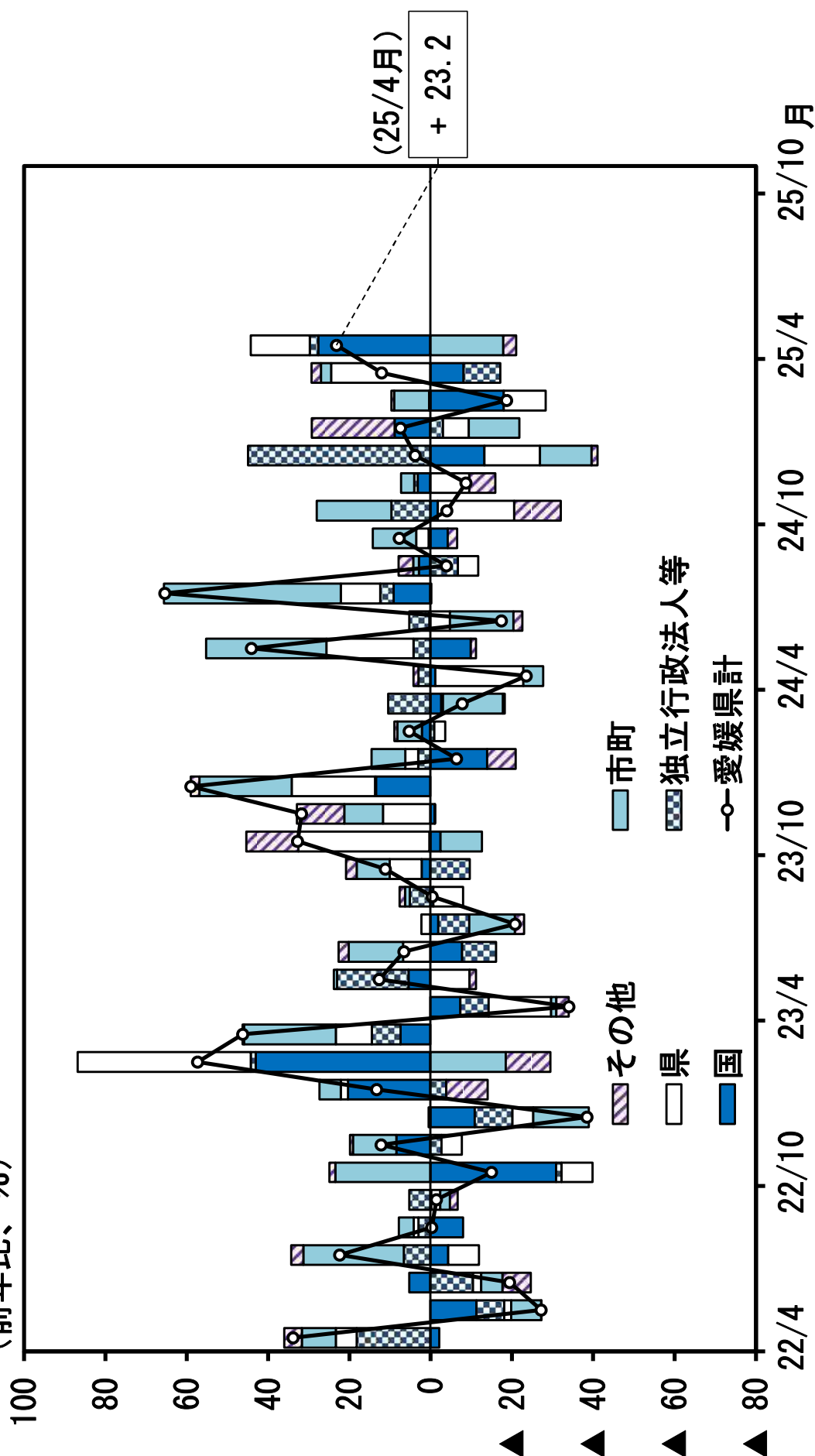
以 上

愛媛県金融経済概況

参考図表

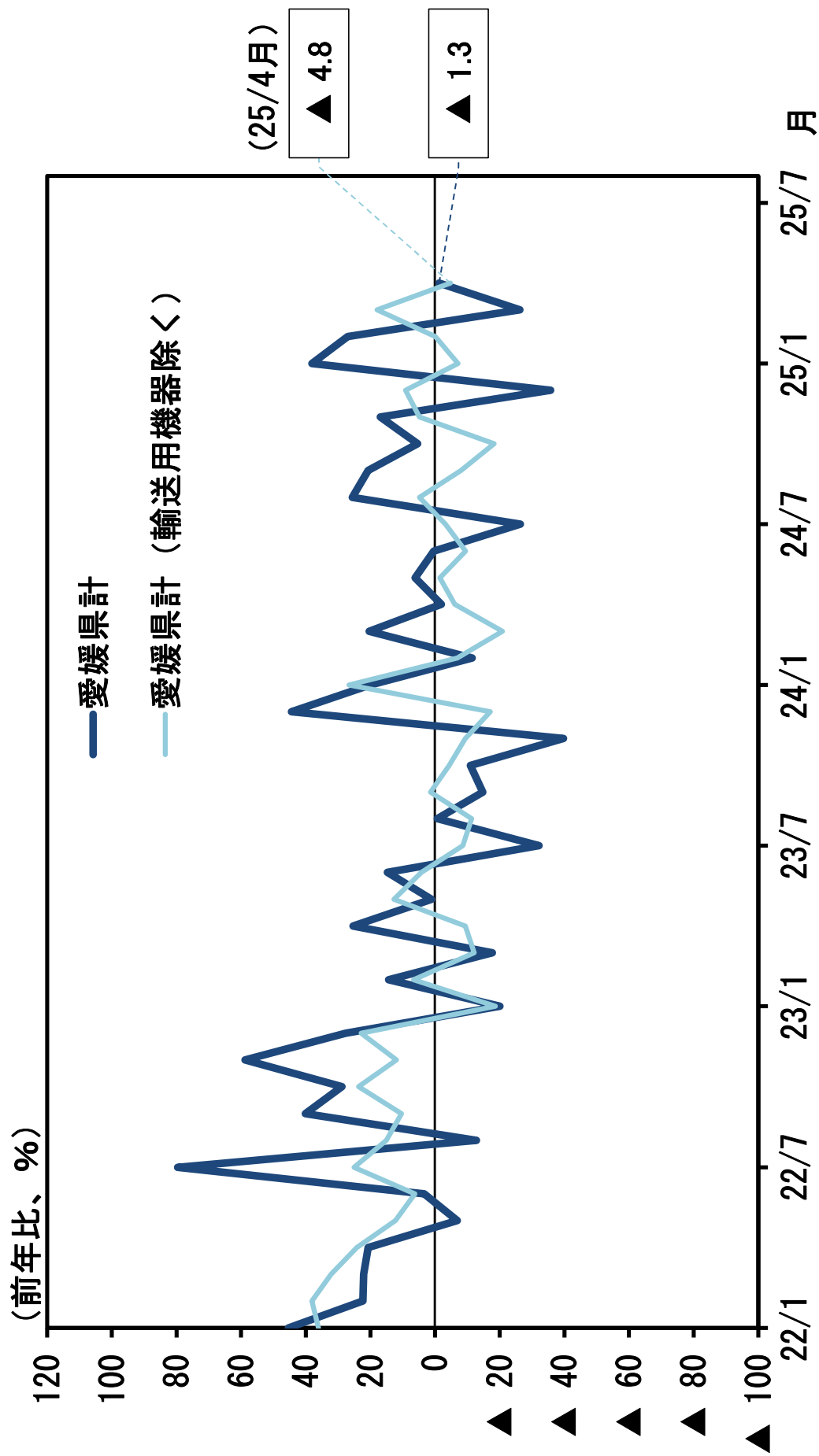
▽公共工事請負額

(前年比、%)



(出所) 西日本建設業保証株式会社

▽輸出額



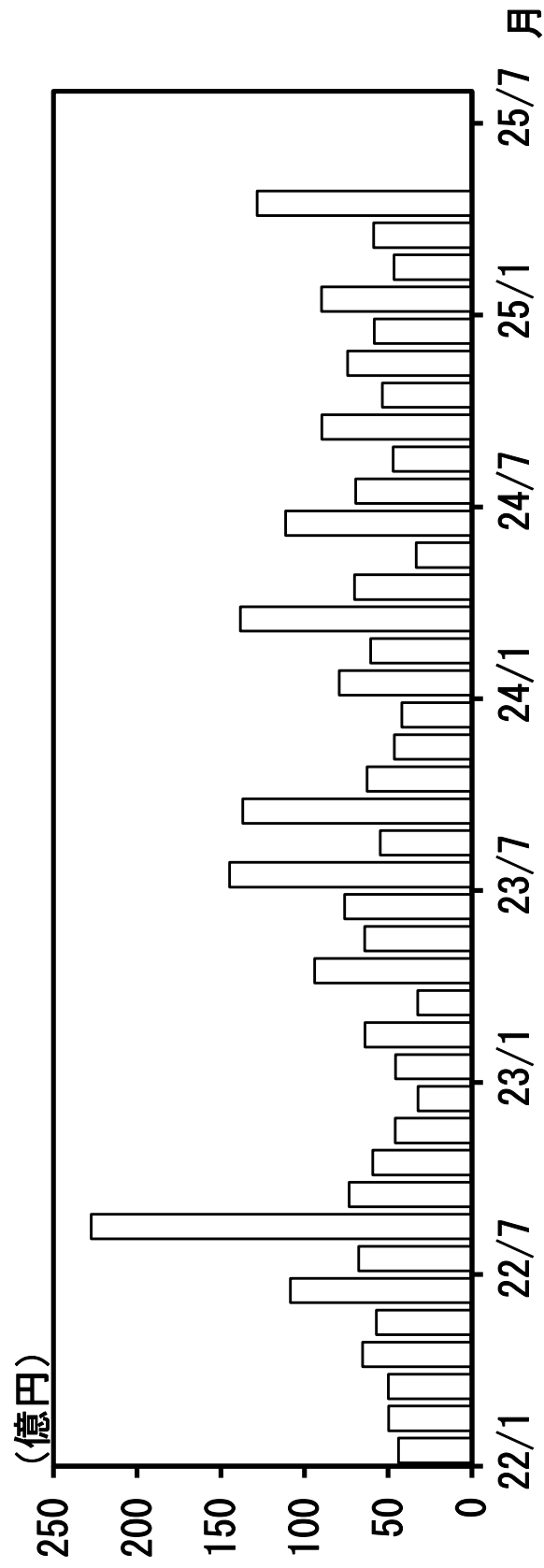
(出所) 財務省

▽設備投資

愛媛県短観（設備投資額＜含む土地投資額＞）（前年度比、％）

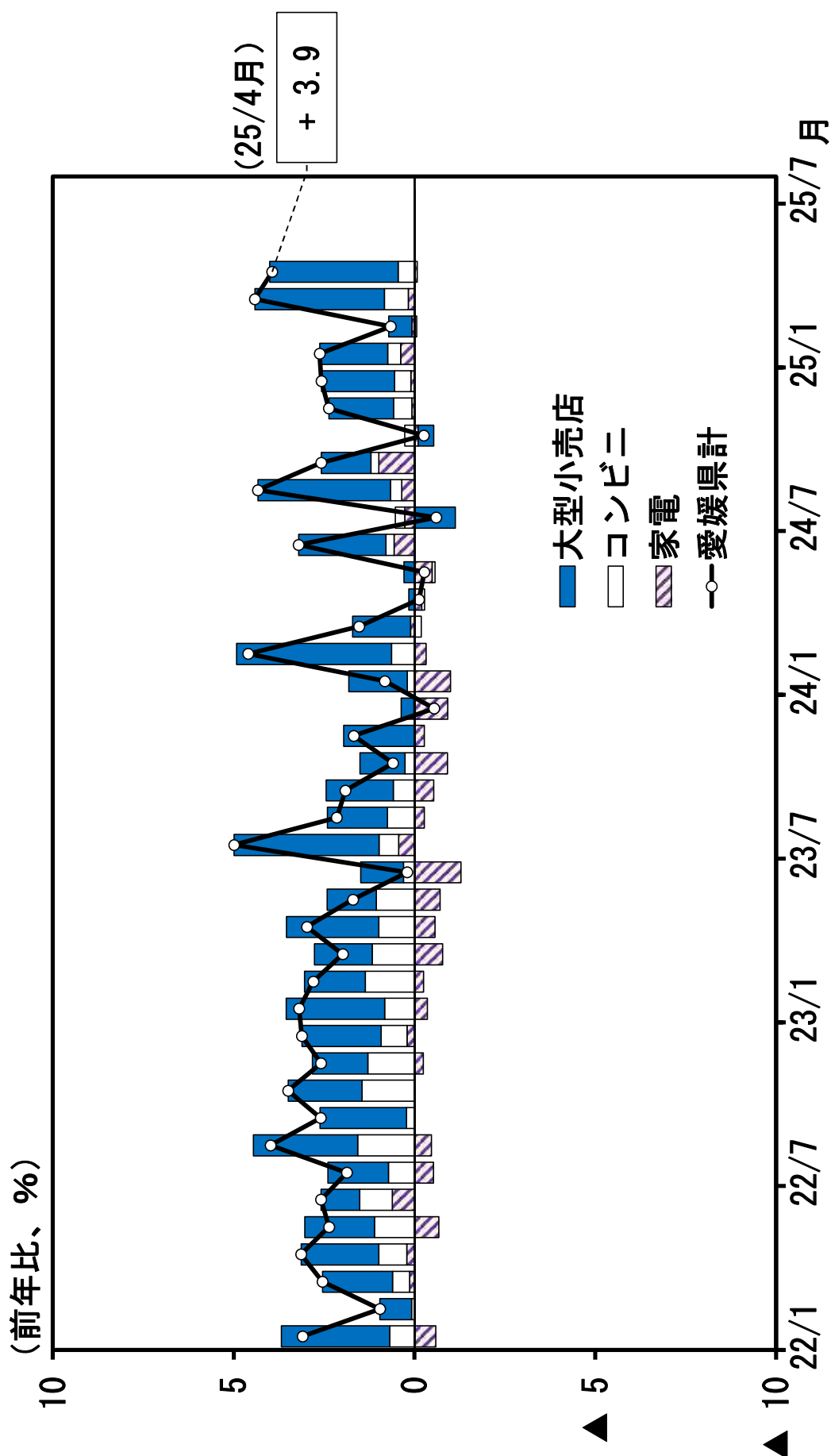
	23年度	24年度	25年度
全規模			
全産業	▲ 4.7	+16.6	▲9.7
製造業	+ 0.4	+7.4	▲6.7
非製造業	▲17.2	+44.0	▲16.2

建築着工統計（工事費予定額＜非居住用＞）



（注）愛媛県短観の23年度は実績値。24年度および25年度は25/3月時点の計画値。
（出所）日本銀行松山支店、国土交通省

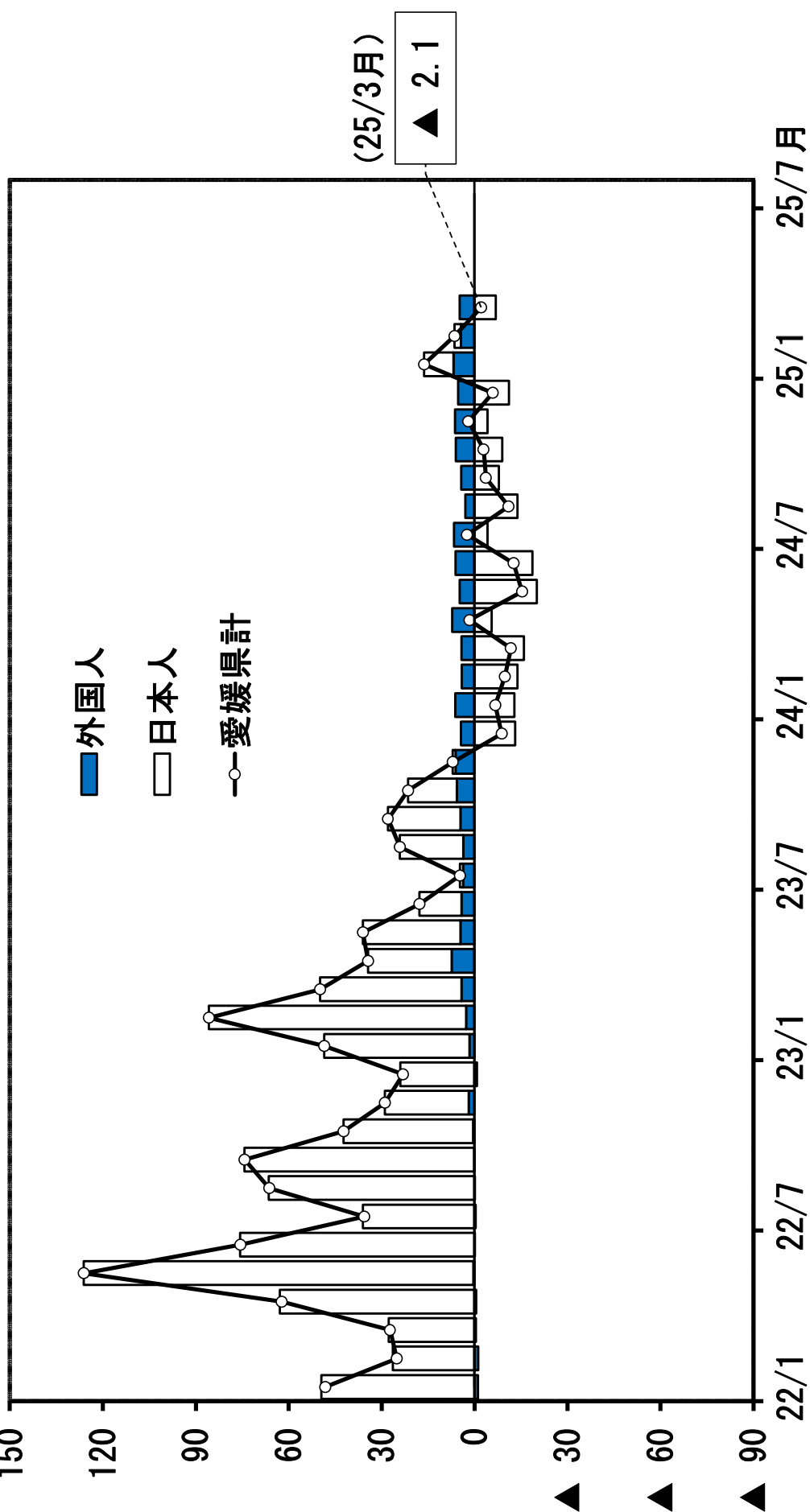
▽大型小売店等の販売額



(注1) 大型小売店は百貨店、スーパー、ドラッグストア等。リンク係数を用いて当店算出。
 (注2) 百貨店およびスーパーの2024年計数は年間補正前、その他の2024年計数は年間補正後で算出。
 (出所) 経済産業省

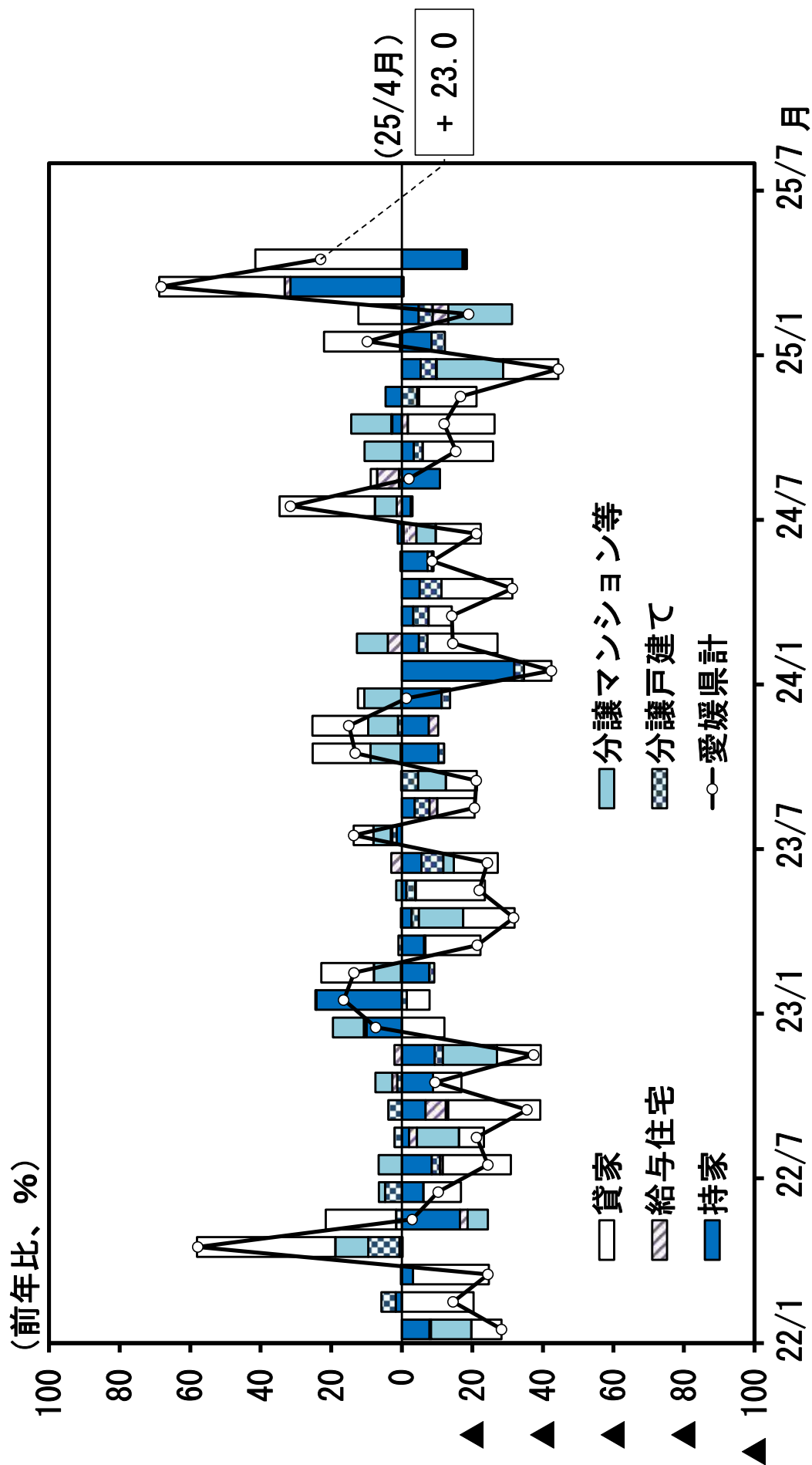
▽延べ宿泊者数

(前年比、%)



(出所) 観光庁

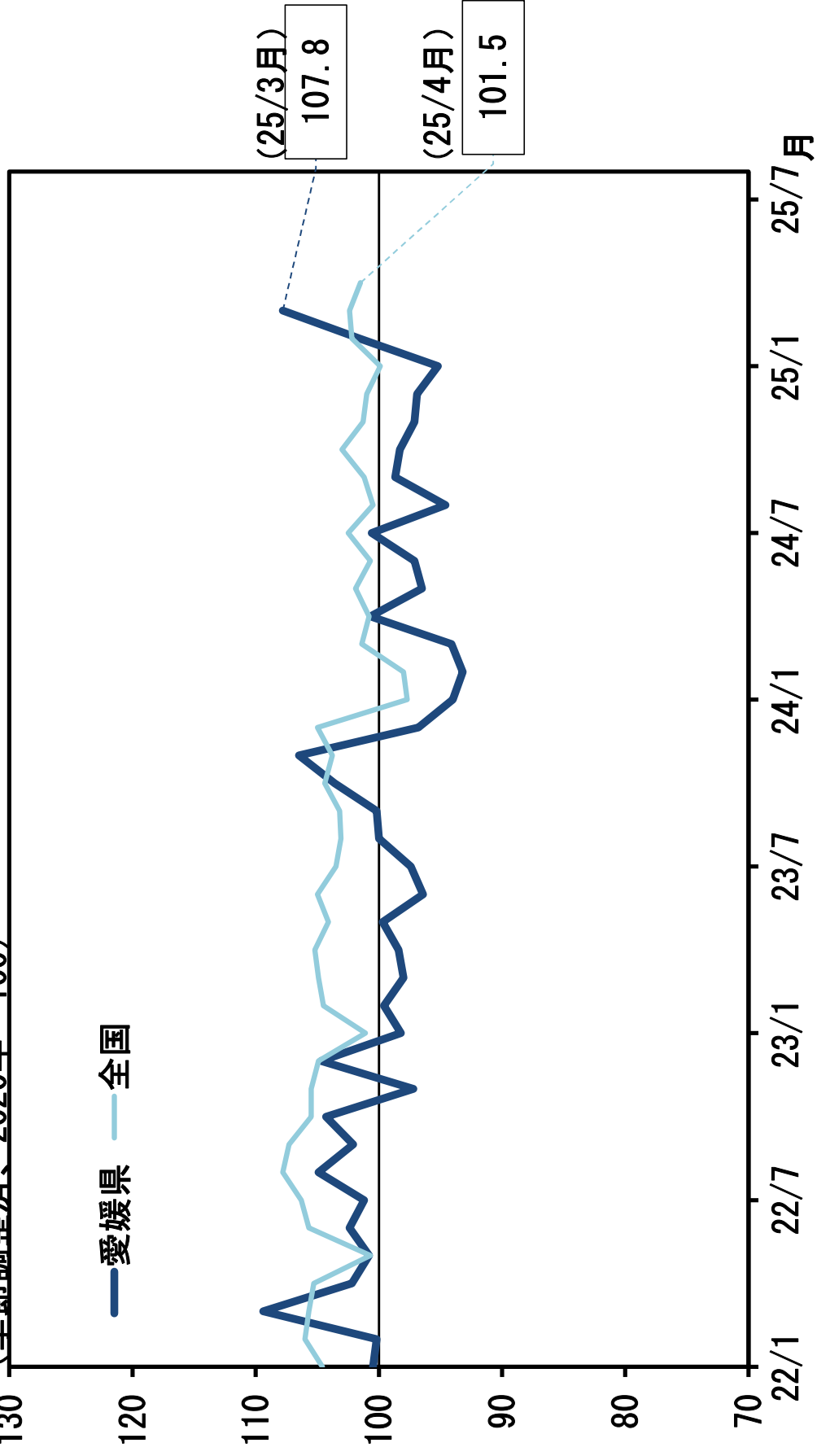
▽新設住宅着工戸数



(出所) 国土交通省

▽鋁工業生産指数

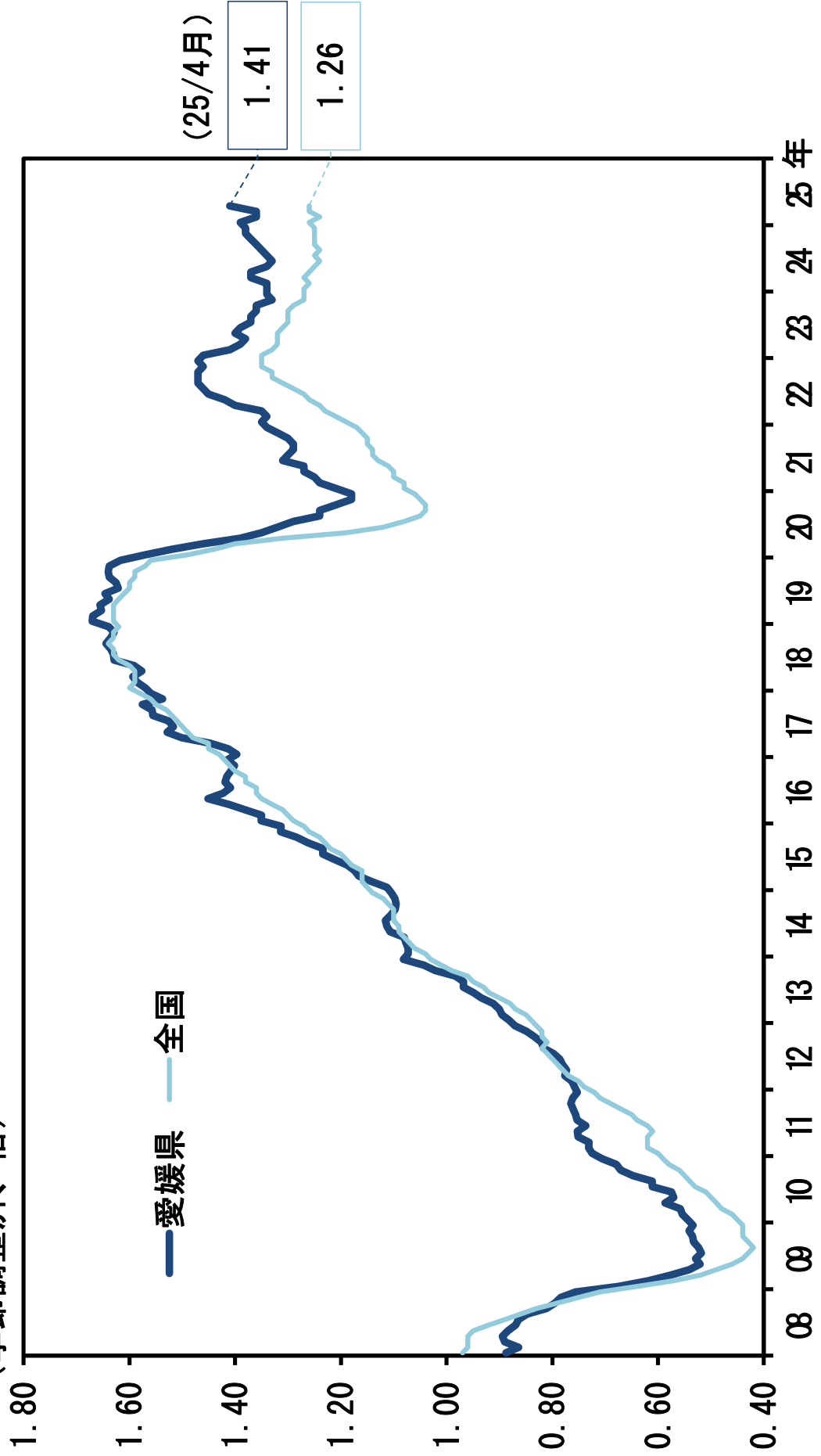
(季節調整済、2020年=100)



(出所) 愛媛県、経済産業省

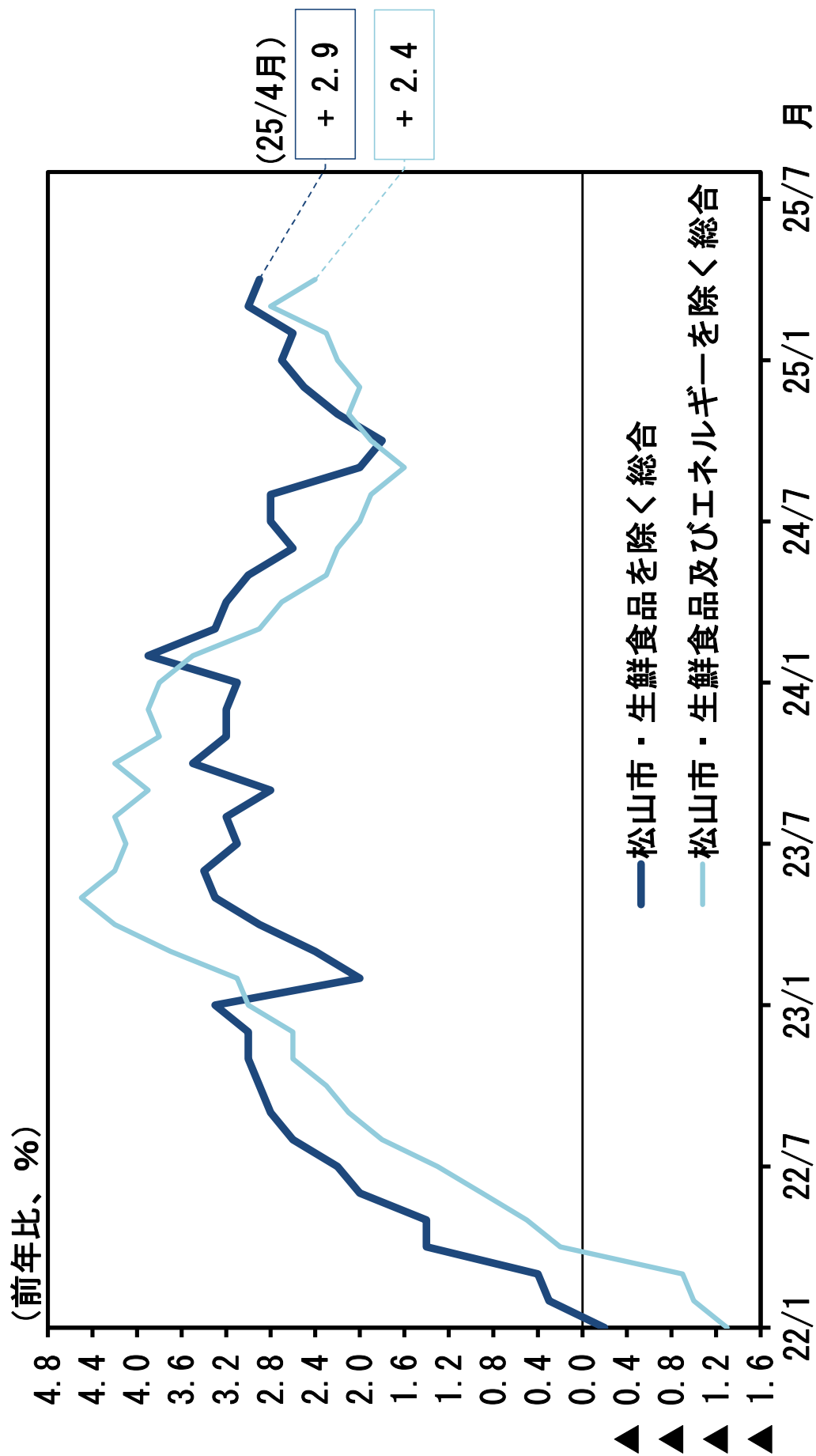
▽有効求人倍率

(季節調整済、倍)



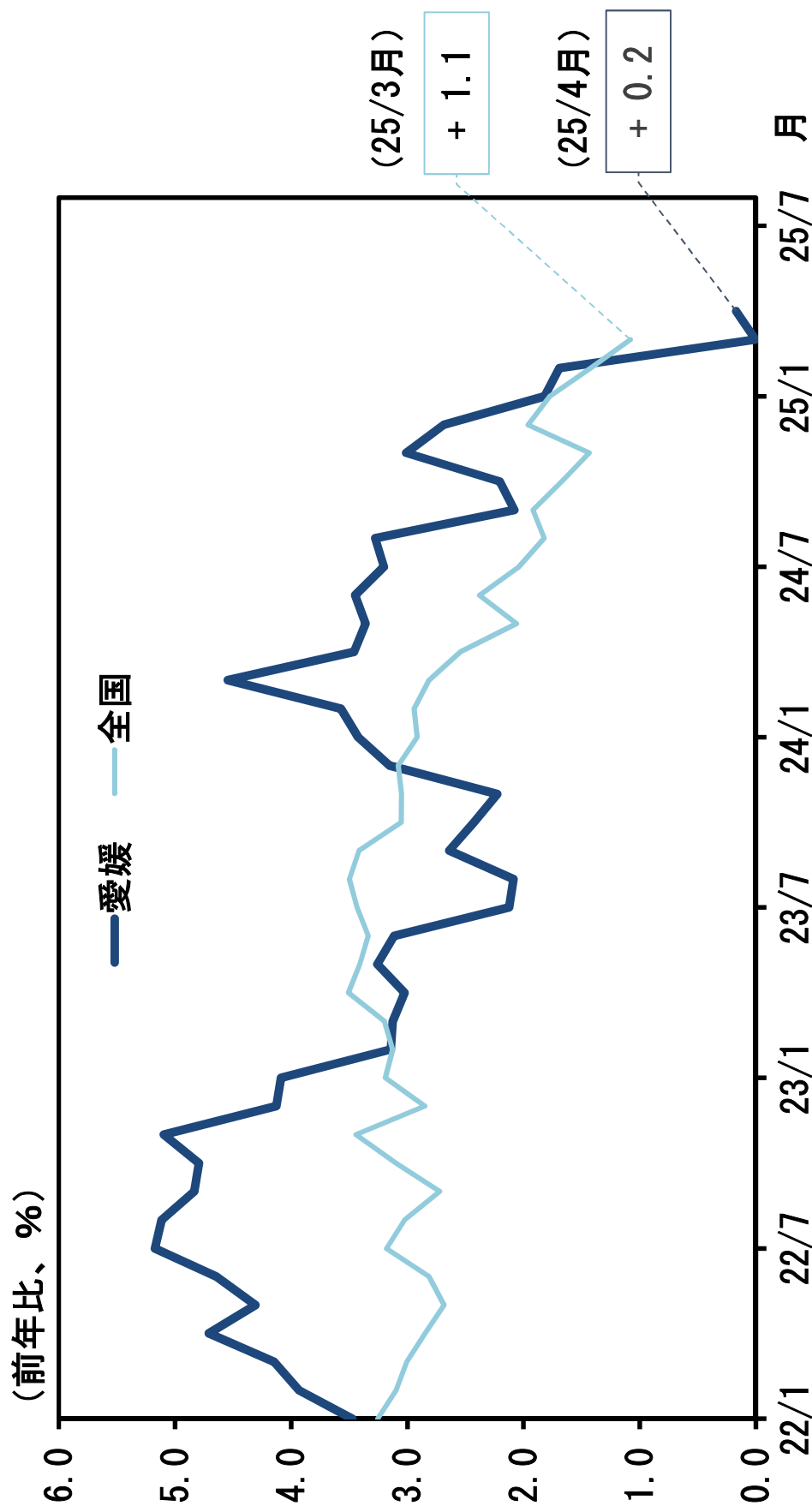
(出所) 愛媛労働局、厚生労働省

▽消費者物価指数



(出所) 総務省

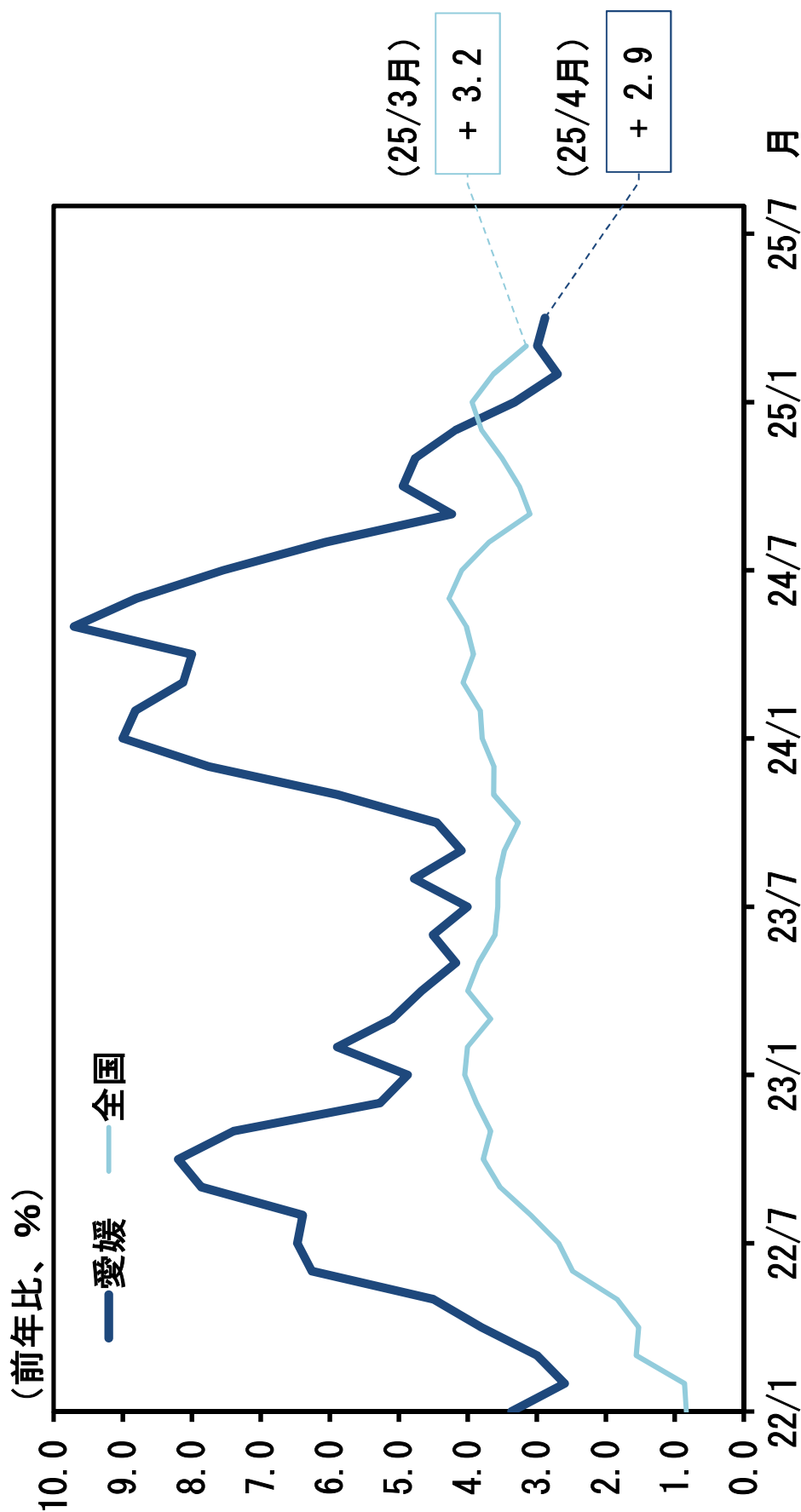
▽実質預金(月末残高)



(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。
 2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定を除く）。
 5. 実質預金は、総預金から切手手形を控除したもの。

(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出金(月末残高)



(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。

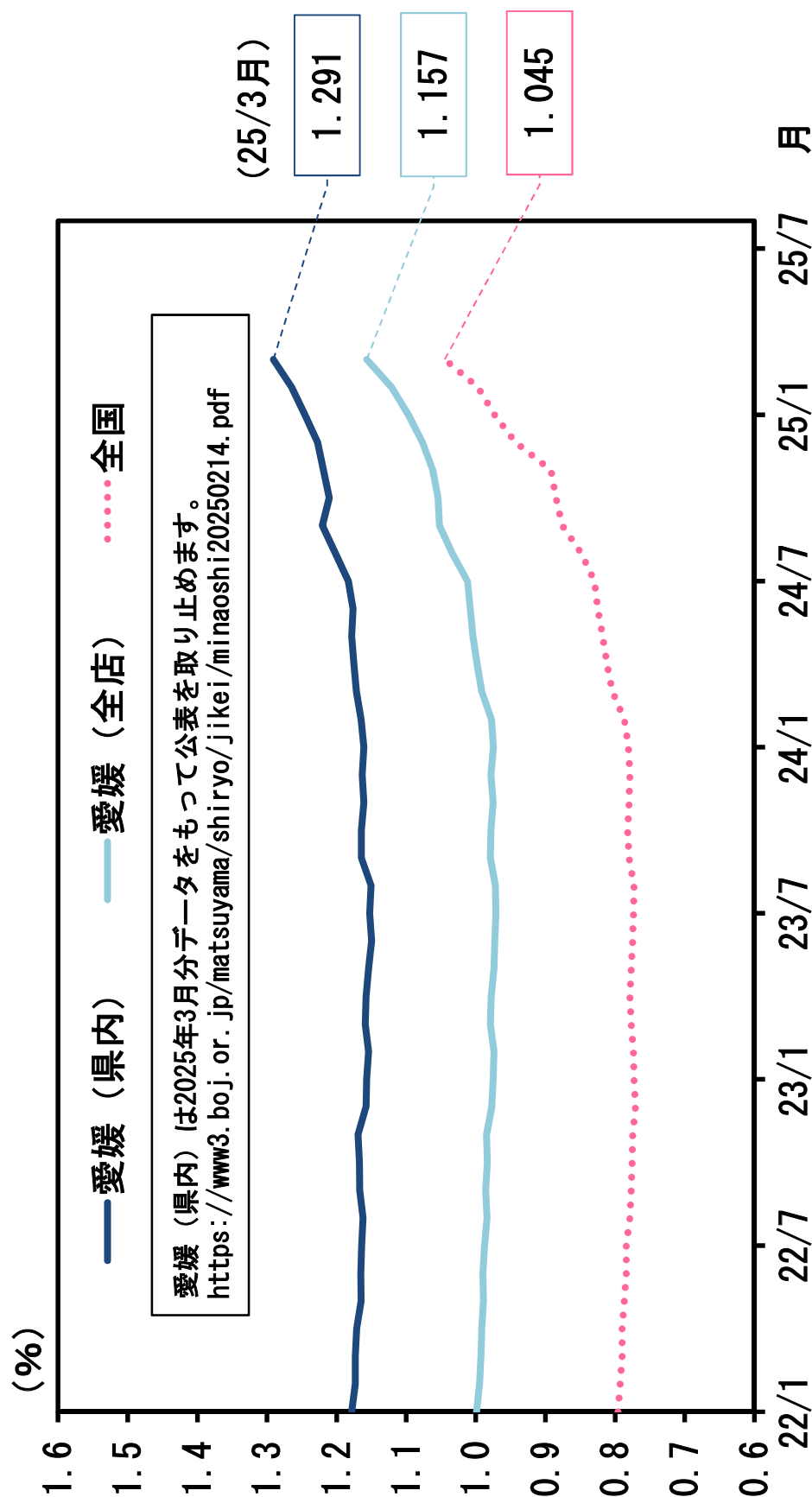
2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。

3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。

4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定、中央政府向け貸出を除く）。

(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出約定平均金利(ストック)



- (注) 1. 愛媛 (県内) …県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の県内店舗分。
 2. 愛媛 (全店) …県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分 (県外店舗を含む)。
 3. 全国…国内銀行分。
 4. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 5. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 (出所) 日本銀行、日本銀行松山支店



愛媛労働局発表
令和7年6月27日（金）

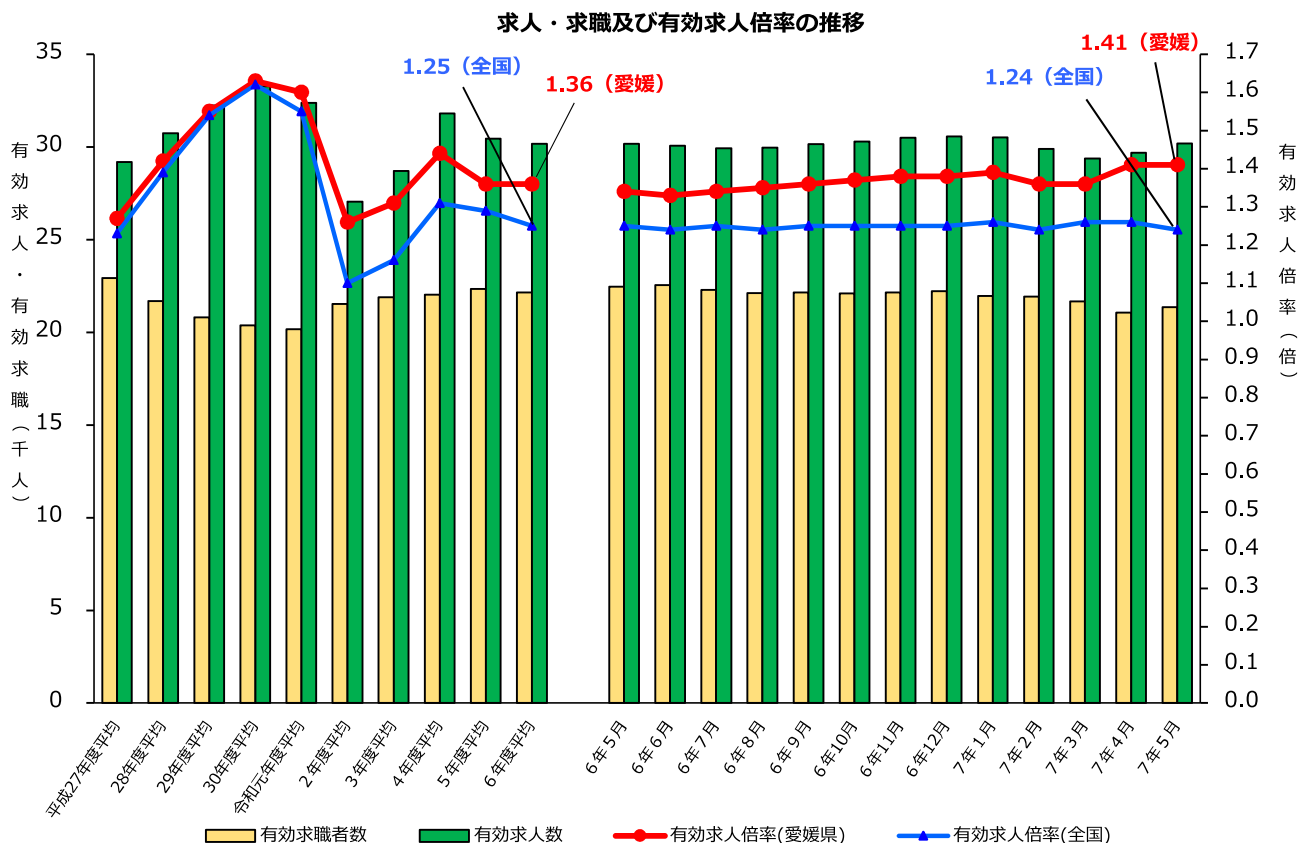
愛媛労働局職業安定部職業安定課
担当 課長 中村 義生
課長補佐 神尾 学
地方労働市場情報官 戸田 希和
電話 089-943-5221

管内の雇用失業情勢（令和7年5月分）について
— 有効求人倍率は1.41倍(季節調整値) —
前月と同水準

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

「ポイント」

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.41倍で前月と同水準であった。
正社員求人倍率（原数値）は、1.16倍で前年同月差で0.06ポイント、15か月連続上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、中予地域で前年同月を上回ったが、東予・南予地域で前年同月を下回った。東予地域は1.28倍、中予地域は1.27倍、南予地域は1.30倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で2か月ぶり減少した。
主な産業別では、「サービス業」（7.1%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（6.3%増）で前年を上回ったが、「卸売業、小売業」（16.2%減）、「運輸業、郵便業」（9.8%減）、「医療、福祉」（3.7%減）、「製造業」（2.2%減）、「建設業」（0.1%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で2か月連続減少した。



(注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和6年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和7年5月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料 P 11.13]

項 目	令和7年5月	前月差(比)	ポイント (前月差)
有効求人倍率	1.41 倍	0.00 p	前月と同水準
有効求人	30,173	1.7 %	前月比で2か月連続増加 490
有効求職	21,357	1.4 %	前月比で5か月ぶり増加 300
新規求人倍率	2.36 倍	▲ 0.18 p	前月差で3か月連続低下
新規求人	10,238	▲ 4.9 %	前月比で3か月ぶり減少 ▲ 533
新規求職	4,345	2.6 %	前月比で3か月連続増加 111

(注) 数値は季節調整値

【一般・パート別有効求人倍率】 [資料 P 7]

項 目	令和7年5月	前年同月差	ポイント
一般（フルタイム）	1.48 倍	0.09 p	前年同月差で12か月連続上昇
正社員	1.16 倍	0.06 p	前年同月差で15か月連続上昇
パートタイム	1.00 倍	0.01 p	前年同月差で4か月ぶり上昇

【地域別有効求人倍率】 [資料 P 8]

項 目	令和7年5月	前年同月差	ポイント
東 予	1.28 倍	▲ 0.03 p	前年同月差で5か月連続低下
中 予	1.27 倍	0.13 p	前年同月差で8か月連続上昇
南 予	1.30 倍	▲ 0.03 p	前年同月差で9か月連続低下

2 求 人 [資料 P 4.5.10]

項 目	令和7年5月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
有効求人	29,072	▲ 0.7 %	前年同月比で4か月連続減少 ▲ 192
新規求人	10,084	▲ 4.5 %	前年同月比で2か月ぶり減少 ▲ 479
（主な産業）	建設業	▲ 0.1 %	▲ 1
	製造業	▲ 2.2 %	▲ 27
	運輸業，郵便業	▲ 9.8 %	▲ 45
	卸売業，小売業	▲ 16.2 %	▲ 245
	宿泊業，飲食サービス業	6.3 %	28
	医療，福祉	▲ 3.7 %	▲ 120
	サービス業	7.1 %	111

3 求 職 [資料 P9.10]

項 目	令和 7 年 5 月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有 効 求 職	22,679	▲ 5.3 %	前年同月比で10か月連続減少	▲ 1,277
新 規 求 職	4,561	▲ 4.1 %	前年同月比で 2 か月連続減少	▲ 197

【態様別(新規求職)状況】 [資料 P 6]

項 目	令和 7 年 5 月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
在 職 者	1,041	▲ 5.3 %	前年同月比で 3 か月ぶり減少	▲ 58
離 職 者	3,017	▲ 2.9 %	前年同月比で 5 か月連続減少	▲ 89
事 業 主 都 合 離 職 者	636	▲ 12.8 %	前年同月比で 6 か月連続減少	▲ 93
自 己 都 合 離 職 者	2,175	▲ 0.1 %	前年同月比で 2 か月連続減少	▲ 3
無 業 者	503	▲ 9.0 %	前年同月比で 2 か月ぶり減少	▲ 50

4 就 職 [資料 P9.10]

項 目		令和 7 年 5 月	前年同月(期)比	ポイント	(前年同月(期)差)
当 月	就 職 件 数	1,394	▲ 9.9 %	前年同月比で 4 か月連続減少	▲ 153
	就 職 率	30.6 %	▲ 1.9 p	前年同月差で 4 か月連続低下	
累 計 (4 ～5月)	就 職 件 数	2,824	▲ 7.1 %	前年同期比で減少	▲ 217
	就 職 率	26.5 %	▲ 1.5 p	前年同期差で低下	

5 雇用保険関係

項 目	令和 7 年 5 月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※ 2,030	3.3 %	前年同月比で 6 か月ぶり増加	65
受 給 者 実 人 員	4,344	▲ 7.8 %	前年同月比で 4 か月連続減少	▲ 370
月末現在雇用保険被保険者数	391,561	▲ 0.9 %	前年同月比で56か月連続減少	▲ 3,642

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直している。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

愛媛労働局では、多くの産業において人手不足感が高まっている状況を踏まえ、雇用のミスマッチの解消に取り組むとともに、リスキリングによる能力向上の支援等を進めている。

また、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、多様な人材がその能力を最大限生かして活躍できる社会を実現するために、就業環境の整備や再就職支援を引き続き重点的に実施する。

※ 令和 7 年 6 月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 8月1日(金) ・全国分(厚生労働省取りまとめ) - 8月1日(金)

産業別新規求人の動向

令和7年5月

産業分類	6年 5月	6年 6月	6年 7月	6年 8月	6年 9月	6年 10月	6年 11月	6年 12月	7年 1月	7年 2月	7年 3月	7年 4月	7年 5月	年度合計 (対前年度比)
農 林 漁 業	67 ▲ 18.3	79 ▲ 22.5	80 56.9	65 ▲ 40.9	134 ▲ 28.0	96 ▲ 19.3	71 29.1	70 9.4	70 1.4	61 ▲ 27.4	86 6.2	69 11.3	42 ▲ 37.3	111 ▲ 14.0
鉱業、砕石業、砂利採取業	5 150.0	12 300.0	0 ▲ 100.0	3 —	4 ▲ 42.9	2 ▲ 60.0	3 ▲ 57.1	0 —	3 ▲ 25.0	0 ▲ 100.0	0 —	2 ▲ 33.3	0 ▲ 100.0	2 ▲ 75.0
建設業	808 0.5	924 ▲ 12.0	675 ▲ 13.1	715 ▲ 10.5	918 ▲ 8.9	748 ▲ 0.8	781 ▲ 5.6	877 8.5	857 1.9	788 ▲ 3.0	893 10.4	779 6.0	807 ▲ 0.1	1,586 2.8
製造業	1,216 ▲ 11.3	1,235 3.0	1,235 ▲ 2.4	1,337 5.9	1,252 ▲ 6.5	1,227 ▲ 15.7	1,382 1.4	1,203 11.0	1,098 ▲ 16.5	1,372 ▲ 6.7	1,212 ▲ 9.6	1,346 11.4	1,189 ▲ 2.2	2,535 4.6
食料品製造業	231 25.5	277 25.3	264 1.9	285 25.0	298 2.8	266 ▲ 14.5	259 ▲ 3.0	233 8.9	217 ▲ 14.2	288 ▲ 9.7	215 ▲ 32.2	178 ▲ 11.0	246 6.5	424 ▲ 1.6
繊維工業	134 ▲ 14.1	118 0.0	137 ▲ 26.7	131 ▲ 1.5	89 ▲ 37.3	121 ▲ 28.4	161 5.9	77 ▲ 41.7	113 ▲ 29.8	139 ▲ 17.3	123 ▲ 3.9	107 ▲ 28.7	93 ▲ 30.6	200 ▲ 29.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	192 64.1	178 25.4	174 4.8	181 4.6	175 19.0	155 10.7	180 ▲ 29.4	241 74.6	166 2.5	218 1.4	187 9.4	333 110.8	198 3.1	531 51.7
金属製品製造業	126 16.7	123 ▲ 3.1	126 38.5	114 14.0	84 ▲ 16.8	152 9.4	131 47.2	83 ▲ 6.7	109 ▲ 14.2	122 ▲ 8.3	103 ▲ 4.6	120 0.0	95 ▲ 24.6	215 ▲ 12.6
はん用機械器具製造業	79 ▲ 57.1	71 ▲ 21.1	84 21.7	87 ▲ 5.4	97 7.8	73 ▲ 62.8	98 58.1	88 39.7	82 0.0	84 13.5	83 9.2	98 38.0	84 6.3	182 21.3
生産用機械器具製造業	63 ▲ 8.7	63 ▲ 33.7	67 13.6	54 0.0	91 ▲ 28.3	62 12.7	58 ▲ 1.7	77 ▲ 16.3	57 ▲ 8.1	93 2.2	68 ▲ 5.6	37 ▲ 44.8	83 31.7	120 ▲ 7.7
電気機械器具製造業	22 ▲ 80.2	31 210.0	43 4.9	72 ▲ 29.4	42 75.0	31 ▲ 34.0	66 ▲ 38.3	42 ▲ 22.2	22 ▲ 63.3	25 ▲ 30.6	67 ▲ 17.3	70 52.2	10 ▲ 54.5	80 17.6
輸送用機械器具製造業	186 1.6	181 28.4	119 ▲ 37.4	215 22.9	156 15.6	130 ▲ 26.6	220 35.0	162 33.9	107 ▲ 31.8	205 ▲ 4.2	146 ▲ 11.5	155 ▲ 6.1	213 14.5	368 4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	9 (125.0)	35 (600.0)	9 (▲25.0)	16 (220.0)	42 (950.0)	14 (133.3)	8 (▲33.3)	22 (2100.0)	24 (300.0)	15 (0.0)	22 (83.3)	14 55.6	12 33.3	26 44.4
情報通信業	73 ▲ 1.4	101 ▲ 5.6	104 38.7	81 ▲ 5.8	98 18.1	111 14.4	74 27.6	91 ▲ 18.0	173 39.5	68 4.6	46 ▲ 59.6	145 30.6	50 ▲ 31.5	195 6.0
運輸業、郵便業	458 (▲19.4)	427 (▲8.2)	604 (38.9)	502 (7.0)	490 (3.2)	606 (1.0)	548 (31.4)	520 (▲1.5)	591 (1.0)	497 (5.3)	527 (▲0.8)	576 ▲ 3.5	413 ▲ 9.8	989 ▲ 6.3
卸売業、小売業	1,509 (▲1.4)	1,175 (▲15.2)	1,429 (▲0.4)	1,487 (▲8.4)	1,253 (▲13.8)	1,557 (▲2.7)	1,465 (1.8)	1,215 (▲2.4)	1,557 (▲3.4)	1,398 (▲15.7)	1,281 (▲10.5)	1,384 ▲ 0.4	1,264 ▲ 16.2	2,648 ▲ 8.6
金融業、保険業	71 0.0	65 12.1	146 55.3	66 4.8	61 ▲ 3.2	123 17.1	91 21.3	67 24.1	109 16.0	121 70.4	70 9.4	105 5.0	57 ▲ 19.7	162 ▲ 5.3
不動産業、物品賃借業	88 ▲ 3.3	98 22.5	51 ▲ 56.0	81 ▲ 35.2	65 ▲ 15.6	93 ▲ 13.9	89 ▲ 27.0	79 54.9	74 ▲ 34.5	80 ▲ 5.9	89 2.3	82 41.4	59 ▲ 33.0	141 ▲ 3.4
学術研究、専門・技術サービス業	204 ▲ 12.8	242 35.2	197 ▲ 2.0	145 ▲ 29.6	211 12.2	207 7.8	146 ▲ 19.8	208 ▲ 4.6	207 19.0	158 ▲ 18.1	245 11.4	171 ▲ 10.5	201 ▲ 1.5	372 ▲ 5.8
宿泊業、飲食サービス業	441 ▲ 30.9	614 ▲ 1.1	612 8.3	473 ▲ 18.2	577 2.9	711 ▲ 6.9	494 ▲ 11.3	443 8.6	627 ▲ 17.3	500 ▲ 11.3	447 ▲ 15.2	569 ▲ 9.0	469 6.3	1,038 ▲ 2.6
宿 泊 業	167 ▲ 29.5	188 ▲ 8.3	138 ▲ 9.8	181 ▲ 15.4	163 ▲ 25.6	159 ▲ 14.5	191 ▲ 4.0	132 ▲ 23.7	172 ▲ 27.0	168 ▲ 5.6	163 ▲ 7.9	172 ▲ 3.4	168 0.6	340 ▲ 1.4
飲 食 サ ー ビ ス 業	274 ▲ 31.7	426 2.4	474 15.0	292 ▲ 19.8	414 21.1	552 ▲ 4.5	303 ▲ 15.4	311 32.3	465 ▲ 13.2	332 ▲ 14.0	284 ▲ 18.9	397 ▲ 11.2	301 9.9	698 ▲ 3.2
生活関連サービス業、娯楽業	411 23.4	426 8.1	311 ▲ 18.8	397 37.8	378 ▲ 9.4	338 ▲ 0.3	345 10.2	313 ▲ 12.6	302 ▲ 16.8	460 ▲ 3.8	353 ▲ 23.1	262 ▲ 30.3	436 6.1	698 ▲ 11.3
教育、学習支援業	119 ▲ 9.2	97 ▲ 25.4	89 4.7	107 ▲ 18.3	83 ▲ 9.8	152 44.8	111 7.8	109 1.9	165 26.9	142 ▲ 3.4	144 19.0	101 ▲ 7.3	87 ▲ 26.9	188 ▲ 17.5
医療、福祉	3,251 (3.7)	2,829 (▲10.9)	2,964 (5.8)	2,999 (▲7.0)	3,027 (5.5)	3,293 (▲0.2)	3,157 (▲5.5)	3,130 (5.7)	3,218 (0.7)	3,261 (▲11.4)	3,121 (5.2)	2,816 0.5	3,131 ▲ 3.7	5,947 ▲ 1.8
医 療 業	1,206 (5.7)	1,012 (▲6.4)	1,085 (4.4)	1,068 (▲4.3)	1,111 (10.8)	1,145 (0.2)	1,076 (▲3.3)	1,189 (14.2)	1,042 (▲9.5)	1,137 (▲18.3)	1,166 (11.8)	914 ▲ 10.2	1,052 ▲ 12.8	1,966 ▲ 11.6
社会保険・社会福祉・介護事業	2,021 (2.7)	1,794 (▲13.1)	1,859 (7.0)	1,911 (▲8.7)	1,897 (3.2)	2,122 (▲0.3)	2,062 (▲6.7)	1,922 (2.4)	2,133 (5.8)	2,108 (▲6.5)	1,938 (2.6)	1,879 6.4	2,066 2.2	3,945 4.2
複合サービス事業	118 107.0	54 ▲ 20.6	126 ▲ 19.7	72 ▲ 55.6	93 34.8	128 21.9	31 ▲ 60.3	42 0.0	149 12.9	35 ▲ 36.4	79 ▲ 10.2	191 9.8	67 ▲ 43.2	258 ▲ 11.6
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	1,573 (5.9)	1,398 (▲12.7)	1,603 (28.9)	1,493 (4.9)	1,495 (10.7)	2,256 (37.1)	1,640 (5.3)	1,454 (9.1)	1,690 (8.5)	1,765 (8.1)	1,576 (7.9)	1,736 14.4	1,684 7.1	3,420 10.7
職業紹介・労働者派遣業	714 18.0	607 9.2	759 37.7	800 23.5	689 29.3	1,292 58.5	900 4.3	705 18.3	914 25.0	913 14.3	765 34.9	860 27.6	848 18.8	1,708 23.1
公務(他に分類されるものを除く)・その他	142 ▲ 26.8	161 25.8	84 ▲ 34.4	116 ▲ 40.8	231 1.3	128 ▲ 17.4	223 ▲ 17.4	558 12.7	557 17.5	252 ▲ 44.4	151 ▲ 20.9	146 ▲ 4.6	116 ▲ 18.3	262 ▲ 11.2
合 計	10,563 ▲ 2.2	9,972 ▲ 7.2	10,319 4.9	10,155 ▲ 5.6	10,412 ▲ 8.1	11,790 2.9	10,659 ▲ 1.1	10,401 5.4	11,471 ▲ 0.7	10,973 ▲ 8.1	10,342 ▲ 1.6	10,494 2.7	10,084 ▲ 4.5	20,578 ▲ 1.0

(注) 1 上段:新規求人数(原数値、パートを含む。)、下段:新規求人の対前年度比。

2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものの、令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

安定所別・主要産業別新規求人動向
(令和7年5月対前年増減数)

	松山			今治			新居浜			西条			四国中央			八幡浜			宇和島			大洲			県計		
	7年 5月	6年 5月	増減	7年 5月	6年 5月	増減	7年 5月	6年 5月	増減	7年 5月	6年 5月	増減	7年 5月	6年 5月	増減	7年 5月	6年 5月	増減	7年 5月	6年 5月	増減	7年 5月	6年 5月	増減	7年 5月	6年 5月	増減
農　　林、漁　　業	5	9	▲ 4	6	5	1	0	3	▲ 3	7	4	3	0	4	▲ 4	3	5	▲ 2	17	35	▲ 18	4	2	2	42	67	▲ 25
	0	5	▲ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	▲ 5	
鉱業、砂石業、 砂利採取業																											
建　　設　　業	444	470	▲ 26	85	68	17	89	94	▲ 5	58	59	▲ 1	28	31	▲ 3	13	13	0	53	27	26	37	46	▲ 9	807	808	▲ 1
製　　造　　業	308	322	▲ 14	351	310	41	77	103	▲ 26	110	129	▲ 19	232	212	20	51	64	▲ 13	23	28	▲ 5	37	48	▲ 11	1,189	1,216	▲ 27
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	5	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	12	9	3
情　報　通　信　業	42	60	▲ 18	3	1	2	4	3	1	0	0	0	1	9	▲ 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	73	▲ 23
運　輸　業、郵便業	175	176	▲ 1	42	70	▲ 28	35	45	▲ 10	3	29	▲ 26	48	65	▲ 17	24	9	15	50	22	28	36	42	▲ 6	413	458	▲ 45
卸売業、小売業	749	931	▲ 182	210	153	57	45	38	7	53	111	▲ 58	43	50	▲ 7	77	64	13	65	113	▲ 48	22	49	▲ 27	1,264	1,509	▲ 245
金融業、保険業	41	54	▲ 13	3	9	▲ 6	2	0	2	2	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	6	5	1	57	71	▲ 14
不動産業 物品賃借業	37	48	▲ 11	3	5	▲ 2	5	13	▲ 8	3	3	0	2	1	1	0	0	0	4	8	▲ 4	5	10	▲ 5	59	88	▲ 29
学術研究・専門・ 技術サービス業	96	106	▲ 10	13	10	3	12	13	▲ 1	2	3	▲ 1	0	6	▲ 6	43	20	23	32	45	▲ 13	3	1	2	201	204	▲ 3
宿泊業 飲食サービス業	284	205	79	60	62	▲ 2	25	17	8	28	10	18	24	49	▲ 25	2	28	▲ 26	32	32	0	14	38	▲ 24	469	441	28
生活関連サービス業、 娯楽業	200	212	▲ 12	15	17	▲ 2	126	103	23	18	12	6	14	5	9	33	37	▲ 4	10	17	▲ 7	20	8	12	436	411	25
教育 学習支援業	57	78	▲ 21	6	11	▲ 5	1	17	▲ 16	2	4	▲ 2	6	5	1	6	3	3	3	0	3	6	1	5	87	119	▲ 32
医　療　、　福　祉	1,759	1,786	▲ 27	285	346	▲ 61	410	357	53	152	170	▲ 18	94	91	3	145	207	▲ 62	168	195	▲ 27	118	99	19	3,131	3,251	▲ 120
医　　療　　業	554	626	▲ 72	147	172	▲ 25	85	98	▲ 13	70	60	10	42	29	13	49	94	▲ 45	46	72	▲ 26	59	55	4	1,052	1,206	▲ 154
社会保険・社会福祉・ 介護事業	1,192	1,146	46	138	174	▲ 36	325	257	68	82	110	▲ 28	52	55	▲ 3	96	113	▲ 17	122	122	0	59	44	15	2,066	2,021	45
複合サービス事業	19	78	▲ 59	9	6	3	2	9	▲ 7	8	2	6	1	5	▲ 4	8	5	3	13	8	5	7	5	2	67	118	▲ 51
サービス業 (他に分類されないもの)	1,291	1,025	266	58	89	▲ 31	161	236	▲ 75	104	99	5	24	44	▲ 20	10	13	▲ 3	29	52	▲ 23	7	15	▲ 8	1,684	1,573	111
公営(他に分類されるものを除く)、その他	51	63	▲ 12	12	8	4	13	12	1	22	11	11	0	10	▲ 10	6	12	▲ 6	10	9	1	2	17	▲ 15	116	142	▲ 26
合　　計	5,562	5,631	▲ 69	1,162	1,170	▲ 8	1,007	1,063	▲ 56	572	646	▲ 74	526	595	▲ 69	421	480	▲ 59	509	591	▲ 82	325	387	▲ 62	10,084	10,563	▲ 479

(注) 新規卒卒者を除き、パートタイムを含む。

新規求職者離職理由別の推移

令和7年5月

愛媛労働局

	求職者計	①	②					③		
		在職者	離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	無業者	家事	その他
【月平均】	【4,375】	【1,032】	【2,812】	【115】	【733】	【1,914】	【47】	【461】	【173】	【288】
令和2年度	52,501	12,387	33,744	1,383	8,792	22,962	568	5,531	2,080	3,451
	▲ 5.9	▲ 11.6	▲ 3.8	▲ 10.0	19.8	▲ 10.0	▲ 10.6	▲ 13.3	▲ 1.3	▲ 19.3
【月平均】	【4,565】	【1,215】	【2,796】	【104】	【587】	【2,026】	【72】	【527】	【172】	【355】
令和3年度	54,781	14,583	33,557	1,250	7,041	24,316	866	6,322	2,064	4,258
	4.3	17.7	▲ 0.6	▲ 9.6	▲ 19.9	5.9	52.5	14.3	▲ 0.8	23.4
【月平均】	【4,468】	【1,181】	【2,787】	【108】	【546】	【2,064】	【62】	【500】	【164】	【336】
令和4年度	53,613	14,170	33,443	1,296	6,552	24,764	749	6,000	1,972	4,028
	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 0.3	3.7	▲ 6.9	1.8	▲ 13.5	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 5.4
【月平均】	【4,391】	【1,135】	【2,742】	【107】	【552】	【2,027】	【50】	【514】	【159】	【356】
令和5年度	52,697	13,619	32,908	1,286	6,627	24,326	601	6,170	1,902	4,268
	▲ 1.7	▲ 3.9	▲ 1.6	▲ 0.8	1.1	▲ 1.8	▲ 19.8	2.8	▲ 3.5	6.0
【月平均】	【4,201】	【1,064】	【2,664】	【105】	【548】	【1,952】	【50】	【473】	【142】	【331】
令和6年度	50,417	12,769	31,973	1,255	6,575	23,423	599	5,675	1,709	3,966
	▲ 4.3	▲ 6.2	▲ 2.8	▲ 2.4	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 8.0	▲ 10.1	▲ 7.1
令和5年5月	4,664	1,044	3,036	146	576	2,261	50	584	201	383
	▲ 0.9	▲ 5.6	0.6	12.3	▲ 9.4	3.1	▲ 12.3	0.5	▲ 4.3	3.2
令和5年6月	4,543	1,208	2,842	87	575	2,114	64	493	158	335
	▲ 0.4	▲ 2.9	1.7	▲ 13.9	5.3	1.9	0.0	▲ 5.4	▲ 1.9	▲ 6.9
令和5年7月	4,086	1,030	2,602	76	556	1,926	41	454	115	339
	0.1	▲ 3.1	▲ 0.8	▲ 5.0	7.5	▲ 1.9	▲ 29.3	14.1	4.5	17.7
令和5年8月	4,147	1,123	2,587	72	435	2,042	33	437	134	303
	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 16.3	▲ 2.7	1.5	▲ 49.2	▲ 2.0	▲ 11.3	2.7
令和5年9月	4,330	1,184	2,557	69	408	2,034	40	589	198	391
	0.9	1.8	▲ 2.2	▲ 26.6	▲ 9.9	1.5	▲ 32.2	14.1	8.8	17.1
令和5年10月	4,277	1,053	2,695	79	481	2,084	45	529	160	369
	0.0	▲ 2.1	▲ 2.1	▲ 14.1	▲ 13.6	1.9	▲ 15.1	18.1	10.3	21.8
令和5年11月	3,682	988	2,217	69	380	1,717	47	477	166	311
	▲ 5.0	▲ 6.4	▲ 5.5	16.9	▲ 14.6	▲ 3.2	▲ 25.4	0.4	▲ 4.6	3.3
令和5年12月	3,145	931	1,856	59	381	1,376	37	358	123	235
	▲ 0.1	▲ 4.8	0.3	28.3	15.8	▲ 3.9	▲ 9.8	12.2	18.3	9.3
令和6年1月	4,623	1,255	2,847	88	562	2,115	73	521	144	377
	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 2.8	1.1	12.9	▲ 6.5	▲ 3.9	14.0	▲ 5.9	24.0
令和6年2月	4,840	1,526	2,821	84	551	2,114	63	493	151	342
	1.6	▲ 0.8	4.6	▲ 6.7	24.1	1.8	▲ 18.2	▲ 6.5	▲ 16.6	▲ 1.2
令和6年3月	4,326	1,223	2,507	87	524	1,832	55	596	162	434
	▲ 10.7	▲ 15.1	▲ 9.2	▲ 25.6	0.4	▲ 10.8	▲ 12.7	▲ 7.0	▲ 18.6	▲ 1.8
令和6年4月	6,110	1,024	4,502	316	1,213	2,893	61	584	194	390
	1.3	▲ 2.8	3.7	▲ 14.6	1.3	6.7	15.1	▲ 8.6	2.1	▲ 13.1
令和6年5月	4,758	1,099	3,106	125	729	2,178	62	553	188	365
	2.0	5.3	2.3	▲ 14.4	26.6	▲ 3.7	24.0	▲ 5.3	▲ 6.5	▲ 4.7
令和6年6月	3,878	981	2,421	85	460	1,828	42	476	140	336
	▲ 14.6	▲ 18.8	▲ 14.8	▲ 2.3	▲ 20.0	▲ 13.5	▲ 34.4	▲ 3.4	▲ 11.4	0.3
令和6年7月	4,192	1,029	2,677	92	524	2,000	54	486	133	353
	2.6	▲ 0.1	2.9	21.1	▲ 5.8	3.8	31.7	7.0	15.7	4.1
令和6年8月	3,573	924	2,254	70	487	1,649	40	395	105	290
	▲ 13.8	▲ 17.7	▲ 12.9	▲ 2.8	12.0	▲ 19.2	21.2	▲ 9.6	▲ 21.6	▲ 4.3
令和6年9月	4,039	1,021	2,511	63	390	1,995	52	507	160	347
	▲ 6.7	▲ 13.8	▲ 1.8	▲ 8.7	▲ 4.4	▲ 1.9	30.0	▲ 13.9	▲ 19.2	▲ 11.3
令和6年10月	4,314	1,037	2,795	94	586	2,060	43	482	148	334
	0.9	▲ 1.5	3.7	19.0	21.8	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 8.9	▲ 7.5	▲ 9.5
令和6年11月	3,459	888	2,161	73	433	1,602	41	410	127	283
	▲ 6.1	▲ 10.1	▲ 2.5	5.8	13.9	▲ 6.7	▲ 12.8	▲ 14.0	▲ 23.5	▲ 9.0
令和6年12月	3,227	901	1,967	66	367	1,478	45	359	89	270
	2.6	▲ 3.2	6.0	11.9	▲ 3.7	7.4	21.6	0.3	▲ 27.6	14.9
令和7年1月	4,528	1,214	2,845	103	548	2,146	41	469	138	331
	▲ 2.1	▲ 3.3	▲ 0.1	17.0	▲ 2.5	1.5	▲ 43.8	▲ 10.0	▲ 4.2	▲ 12.2
令和7年2月	4,006	1,282	2,284	81	416	1,723	57	440	136	304
	▲ 17.2	▲ 16.0	▲ 19.0	▲ 3.6	▲ 24.5	▲ 18.5	▲ 9.5	▲ 10.8	▲ 9.9	▲ 11.1
令和7年3月	4,333	1,369	2,450	87	422	1,871	61	514	151	363
	0.2	11.9	▲ 2.3	0.0	▲ 19.5	2.1	10.9	▲ 13.8	▲ 6.8	▲ 16.4
令和7年4月	6,081	1,210	4,263	332	1,091	2,765	62	608	161	447
	▲ 0.5	18.2	▲ 5.3	5.1	▲ 10.1	▲ 4.4	1.6	4.1	▲ 17.0	14.6
令和7年5月	4,561	1,041	3,017	138	636	2,175	53	503	158	345
	▲ 4.1	▲ 5.3	▲ 2.9	10.4	▲ 12.8	▲ 0.1	▲ 14.5	▲ 9.0	▲ 16.0	▲ 5.5
【月平均】	【5,321】	【1,126】	【3,640】	【235】	【864】	【2,470】	【58】	【556】	【160】	【396】
当年度累計	10,642	2,251	7,280	470	1,727	4,940	115	1,111	319	792
前年同期	10,868	2,123	7,608	441	1,942	5,071	123	1,137	382	755
前年同期比	▲ 2.1	6.0	▲ 4.3	6.6	▲ 11.1	▲ 2.6	▲ 6.5	▲ 2.3	▲ 16.5	4.9

(注) 新規学卒者を除き、パートを含む。

網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

一般・パート別職業紹介状況（原数値）

令和 7 年 5 月

愛媛労働局

項 目		令和 7 年 5 月	令和 6 年 5 月	前年同月比 (差)	
一 般 (フル タイム)	① 月間有効求職者数 (人)	13,163	13,697	▲ 3.9 %	
	② 新規求職申込件数 (件)	2,717	2,787	▲ 2.5 %	
	③ 月間有効求人数 (人)	19,509	19,061	2.4 %	
	④ 新規求人数 (人)	6,615	6,753	▲ 2.0 %	
	⑤ 就職件数 (件)	761	842	▲ 9.6 %	
	⑥ 有効求人倍率 (倍) ③／①	1.48	1.39	0.09 p	
	正社員	⑦ 月間有効求職者数 (人)	13,141	13,669	▲ 3.9 %
		⑧ 新規求職申込件数 (件)	2,708	2,776	▲ 2.4 %
		⑨ 月間有効求人数 (人)	15,286	14,974	2.1 %
		⑩ 新規求人数 (人)	5,085	5,241	▲ 3.0 %
		⑪ 就職件数 (件)	624	712	▲ 12.4 %
		⑫ 有効求人倍率 (倍) (⑨／⑦)	1.16	1.10	0.06 p
パ ー ト タ イ ム	⑬ 月間有効求職者数 (人)	9,516	10,259	▲ 7.2 %	
	⑭ 新規求職申込件数 (件)	1,844	1,971	▲ 6.4 %	
	⑮ 月間有効求人数 (人)	9,563	10,203	▲ 6.3 %	
	⑯ 新規求人数 (人)	3,469	3,810	▲ 9.0 %	
	⑰ 就職件数 (件)	633	705	▲ 10.2 %	
	⑱ 有効求人倍率 (倍) ⑮／⑬	1.00	0.99	0.01 p	

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和7年5月	令和6年5月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.28	1.31	▲ 0.03p
	中予	1.27	1.14	0.13p
	南予	1.30	1.33	▲ 0.03p
	県計	1.28	1.22	0.06p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	7,597	7,503	1.3%
	中予	12,065	13,277	▲ 9.1%
	南予	3,017	3,176	▲ 5.0%
	県計	22,679	23,956	▲ 5.3%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	9,762	9,825	▲ 0.6%
	中予	15,377	15,202	1.2%
	南予	3,933	4,237	▲ 7.2%
	県計	29,072	29,264	▲ 0.7%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

年齢別常用職業紹介状況

令和7年5月

愛媛労働局

項 目		月間有効求職者数		新規求職者数		就職件数	就職率 (%)
			構成比(%)		構成比(%)		
全 							

(年齢別新規求職者数の推移)

項 目	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳～64歳	65歳以上	計
令和2年度	5,391	10,819	10,054	10,148	8,753	6,959	52,124
	▲ 10.9	▲ 10.5	▲ 11.1	▲ 4.6	▲ 4.3	7.6	▲ 6.4
令和3年度	5,654	10,728	9,749	10,861	9,156	7,756	53,904
	4.9	▲ 0.8	▲ 3.0	7.0	4.6	11.5	3.4
令和4年度	5,401	10,345	9,286	10,453	9,069	7,765	52,319
	▲ 4.5	▲ 3.6	▲ 4.7	▲ 3.8	▲ 1.0	0.1	▲ 2.9
令和5年度	5,044	9,953	9,103	10,606	9,570	8,162	52,438
	▲ 6.6	▲ 3.8	▲ 2.0	1.5	5.5	5.1	0.2
令和6年度	4,469	9,221	8,137	10,286	9,577	8,526	50,216
	▲ 11.4	▲ 7.4	▲ 10.6	▲ 3.0	0.1	4.5	▲ 4.2
令和7年5月	373	763	774	892	927	815	4,544
	▲ 18.7	▲ 15.9	5.0	▲ 2.5	5.0	▲ 2.5	▲ 4.1

(注) 1 上段:パートを含む常用、下段:対前年度比(差)、就職率＝就職件数÷新規求職者数

2 ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は、令和5年度4月以降は含む(令和3年9月～令和5年3月は含まない)。

一 般 職 業 紹 介 状 況

令和7年5月

愛媛労働局職業安定部職業安定課

項目 年度・月	A 新規求職申込件数				B 月間有効求職者数				C 新規求人数				D 月間有効求人数				E 就職件数				F 充足数		求人倍率 (季節調整値)		就職率 E/A(%)	充足率 F/C(%)
	常用	うち (保)	うち 中高年	うち 中高年	常用	うち (保)	うち 中高年	うち 中高年	常用		常用		常用		常用		常用		常用	うち C/A	うち D/B	新規	有効			
令和6年度 月 平 均	50,417	50,216	13,268	28,525	265,889	265,094	88,904	151,811	127,277	111,946	361,655	321,182	16,141	14,877	4,891	8,930	15,875	14,711	2.52	1.36	*	*	—	—	32.0	12.5
	4,201	4,185	1,106	2,377	22,157	22,091	7,409	12,651	10,606	9,329	30,138	26,765	1,345	1,240	408	744	1,323	1,226	—	—	*	*	—	—	—	—
令和6年5月	4,758	4,737	1,372	2,649	23,956	23,888	7,664	13,720	10,563	9,430	29,264	26,327	1,547	1,458	491	809	1,538	1,452	2.22	1.22	2.40	1.34	32.5	14.6		
6月	3,878	3,840	998	2,189	23,331	23,237	8,032	13,471	9,972	9,049	28,773	25,994	1,378	1,292	452	769	1,366	1,289	2.57	1.23	2.54	1.33	35.5	13.7		
7月	4,192	4,178	1,167	2,273	22,734	22,642	8,167	12,890	10,319	9,181	28,851	26,048	1,342	1,260	424	738	1,311	1,238	2.46	1.27	2.52	1.34	32.0	12.7		
8月	3,573	3,562	998	1,952	22,084	22,006	7,909	12,474	10,155	8,999	28,553	25,838	1,195	1,126	357	630	1,164	1,103	2.84	1.29	2.59	1.35	33.4	11.5		
9月	4,039	4,025	1,041	2,167	22,171	22,115	7,822	12,464	10,412	9,309	29,365	26,337	1,277	1,196	412	699	1,237	1,162	2.58	1.32	2.52	1.36	31.6	11.9		
10月	4,314	4,291	1,260	2,394	22,366	22,298	7,771	12,637	11,790	10,333	30,825	27,467	1,368	1,270	433	749	1,330	1,245	2.73	1.38	2.51	1.37	31.7	11.3		
11月	3,459	3,448	970	1,930	21,507	21,444	7,267	12,108	10,659	9,195	31,041	27,526	1,319	1,186	425	734	1,295	1,175	3.08	1.44	2.54	1.38	38.1	12.1		
12月	3,227	3,211	792	1,831	20,414	20,355	6,922	11,553	10,401	9,054	30,908	27,244	1,176	1,020	371	664	1,159	1,019	3.22	1.51	2.52	1.38	36.4	11.1		
令和7年1月	4,528	4,515	1,154	2,629	20,736	20,685	6,920	11,937	11,471	9,797	31,365	27,304	1,137	985	337	647	1,111	966	2.53	1.51	2.51	1.39	25.1	9.7		
2月	4,006	3,990	874	2,333	21,200	21,141	6,611	12,370	10,973	9,465	31,268	27,117	1,216	1,111	357	698	1,208	1,108	2.74	1.47	2.70	1.36	30.4	11.0		
3月	4,333	4,326	951	2,468	21,668	21,615	6,643	12,682	10,342	9,052	31,018	27,056	1,692	1,560	422	989	1,676	1,550	2.39	1.43	2.55	1.36	39.0	16.2		
令和7年4月	6,081	6,053	1,564	3,768	22,396	22,327	6,984	13,387	10,494	9,530	29,748	26,531	1,430	1,335	377	831	1,408	1,314	1.73	1.33	2.54	1.41	23.5	13.4		
5月	4,561	4,544	1,367	2,646	22,679	22,607	7,394	13,495	10,084	8,950	29,072	26,176	1,394	1,313	398	789	1,377	1,303	2.21	1.28	2.36	1.41	30.6	13.7		
前年同月比	▲ 4.1	▲ 4.1	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 5.3	▲ 5.4	▲ 3.5	▲ 1.6	▲ 4.5	▲ 5.1	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 9.9	▲ 9.9	▲ 18.9	▲ 2.5	▲ 10.5	▲ 10.3	▲ 0.01p	▲ 0.06p	▲ 0.18	0.00	▲ 1.9p	▲ 0.9p		

(注) ・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月比の数値である。

(公共職業安定所別)

中 予	山 松	▲ 5.0	▲ 4.9	▲ 2.2	▲ 2.4	▲ 9.1	▲ 9.2	▲ 5.6	▲ 4.6	▲ 1.2	▲ 3.9	1.2	▲ 0.1	▲ 15.2	▲ 15.0	▲ 34.4	▲ 14.3	▲ 16.3	▲ 15.6	0.09p	0.13p	▲ 2.8p	▲ 1.8p
		2,240	2,236	718	1,255	12,065	12,030	3,853	6,990	5,562	4,804	15,377	13,412	524	494	137	269	566	537	2.48	1.27	23.4	10.2
今 治	治	9.9	10.2	2.2	6.0	▲ 3.2	▲ 3.2	▲ 7.2	▲ 3.3	▲ 0.7	0.1	▲ 4.4	▲ 2.9	▲ 8.6	▲ 6.3	▲ 30.4	22.2	▲ 8.0	▲ 6.5	▲ 0.21p	▲ 0.01p	▲ 6.0p	▲ 1.0p
		576	571	138	338	2,425	2,414	779	1,448	1,162	1,093	3,194	3,004	170	164	48	110	149	143	2.02	1.32	29.5	12.8
東 予	新 居 浜	▲ 7.9	▲ 8.6	▲ 4.0	▲ 10.9	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 5.3	10.4	2.6	6.5	3.3	▲ 0.7	12.5	16.3	4.7	2.6	0.07p	0.07p	4.1p	1.7p
		409	405	120	229	2,023	2,014	611	1,175	1,007	871	3,046	2,615	155	140	45	93	179	160	2.46	1.51	37.9	17.8
予 西	桑 西	▲ 12.2	▲ 11.7	▲ 38.3	▲ 17.5	1.2	1.3	4.5	1.1	▲ 11.5	▲ 16.3	▲ 13.6	▲ 13.2	▲ 20.1	▲ 23.0	▲ 36.6	▲ 17.3	▲ 25.0	▲ 27.1	0.02p	▲ 0.19p	▲ 3.7p	▲ 2.6p
		316	316	66	174	1,475	1,471	562	864	572	484	1,582	1,404	119	107	26	67	84	78	1.81	1.07	37.7	14.7
四 国 中 央	中 央	4.6	4.6	75.9	29.5	13.6	14.0	3.4	28.3	▲ 11.6	▲ 9.9	15.3	17.8	22.5	24.4	40.0	29.9	12.0	15.7	▲ 0.27p	0.02p	6.3p	5.9p
		362	362	139	237	1,674	1,674	491	1,073	526	520	1,940	1,926	158	153	56	87	149	147	1.45	1.16	43.6	28.3
南 予	八 幡 浜	▲ 13.2	▲ 13.2	14.0	▲ 11.9	▲ 1.9	▲ 1.8	3.8	▲ 0.9	▲ 12.3	▲ 15.4	▲ 9.3	▲ 9.5	▲ 31.6	▲ 29.3	▲ 21.4	▲ 27.6	▲ 34.8	▲ 33.3	0.02p	▲ 0.10p	▲ 9.4p	▲ 4.7p
		191	190	65	126	979	976	359	654	421	401	1,201	1,161	67	65	22	42	58	56	2.20	1.23	35.1	13.8
予 和 島	和 島	▲ 10.8	▲ 10.3	▲ 19.1	1.8	▲ 7.4	▲ 7.2	▲ 2.1	▲ 1.0	▲ 13.9	▲ 14.8	▲ 5.2	▲ 4.9	0.8	0.9	13.9	7.1	2.6	0.0	▲ 0.07p	0.03p	5.7p	3.8p
		255	253	72	169	1,208	1,205	501	784	509	462	1,720	1,658	126	116	41	75	119	110	2.00	1.42	49.4	23.4
大 洲	大 洲	▲ 3.6	▲ 3.7	6.5	▲ 18.1	▲ 4.9	▲ 5.4	▲ 6.3	▲ 9.1	▲ 16.0	▲ 17.1	▲ 7.9	▲ 7.3	▲ 18.5	▲ 19.6	▲ 17.9	▲ 6.1	▲ 7.6	▲ 8.9	▲ 0.23p	▲ 0.04p	▲ 6.4p	2.1p
		212	211	49	118	830	823	238	507	325	315	1,012	996	75	74	23	46	73	72	1.53	1.22	35.4	22.5

(注) ・公共職業安定所別上段は対前年同月比、下段は原数値である。 ・新規学卒を除きパートタイムを含む。

一般職業紹介状況(全数)前年比

令和7年5月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	原数値 対前年 同月比
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成30年度	－	▲ 2.0	－	3.2	－	1.63	－	▲ 2.7	－	3.0	－	2.44	▲ 4.6
令和元年度	－	▲ 1.2	－	▲ 2.8	－	1.60	－	▲ 4.7	－	▲ 4.4	－	2.45	▲ 9.1
令和2年度	－	6.8	－	▲ 16.2	－	1.26	－	▲ 6.3	－	▲ 14.7	－	2.23	▲ 15.0
令和3年度	－	1.7	－	6.0	－	1.31	－	4.3	－	6.2	－	2.27	2.7
令和4年度	－	0.8	－	10.8	－	1.44	－	▲ 2.1	－	9.1	－	2.53	0.3
令和5年度	－	1.3	－	▲ 4.4	－	1.36	－	▲ 1.7	－	▲ 4.8	－	2.45	▲ 1.5
令和6年度	－	▲ 0.8	－	▲ 1.0	－	1.36	－	▲ 4.3	－	▲ 1.3	－	2.52	▲ 6.8
令和5年度													
令和5年4月	0.1	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 1.1	1.38	1.30	1.6	▲ 2.0	▲ 2.2	▲ 5.4	2.42	1.69	▲ 4.4
5月	▲ 0.4	▲ 0.4	0.9	▲ 1.6	1.40	1.28	▲ 2.4	▲ 0.9	1.4	0.5	2.51	2.32	▲ 0.9
6月	0.5	0.3	▲ 0.5	▲ 4.0	1.39	1.28	3.4	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 5.6	2.41	2.37	▲ 8.6
7月	0.7	1.6	▲ 0.4	▲ 4.5	1.37	1.30	▲ 1.3	0.1	▲ 2.3	▲ 8.2	2.38	2.41	2.4
8月	0.1	2.0	▲ 0.4	▲ 5.8	1.37	1.32	0.5	▲ 1.3	1.9	▲ 3.8	2.42	2.59	▲ 3.5
9月	▲ 0.1	1.9	▲ 0.3	▲ 5.9	1.36	1.32	▲ 0.8	0.9	▲ 2.0	▲ 8.3	2.39	2.42	2.1
10月	0.1	2.7	0.0	▲ 5.2	1.36	1.38	▲ 1.9	0.0	1.6	▲ 4.0	2.48	2.68	7.4
11月	▲ 0.1	1.8	▲ 2.2	▲ 7.2	1.33	1.41	▲ 0.9	▲ 5.0	▲ 2.9	▲ 8.1	2.42	2.93	1.3
12月	0.1	1.8	0.5	▲ 7.0	1.34	1.47	1.0	▲ 0.1	1.2	▲ 9.0	2.43	3.14	7.5
令和6年1月	▲ 0.3	1.6	0.2	▲ 6.3	1.34	1.46	▲ 1.8	▲ 1.7	0.5	▲ 2.9	2.49	2.50	▲ 4.1
2月	2.5	3.5	1.9	▲ 2.2	1.34	1.44	7.6	1.6	3.1	2.8	2.38	2.47	7.1
3月	▲ 1.7	0.3	0.5	▲ 1.2	1.37	1.43	▲ 6.7	▲ 10.7	0.6	▲ 5.9	2.57	2.43	▲ 15.4
令和6年度													
4月	▲ 0.6	1.5	▲ 0.7	0.3	1.37	1.28	0.1	1.3	▲ 4.4	0.2	2.45	1.67	▲ 5.4
5月	0.7	2.4	▲ 1.2	▲ 2.6	1.34	1.22	1.4	2.0	▲ 0.9	▲ 2.2	2.40	2.22	▲ 1.2
6月	0.3	0.3	▲ 0.3	▲ 3.3	1.33	1.23	▲ 4.1	▲ 14.6	1.5	▲ 7.2	2.54	2.57	▲ 6.8
7月	▲ 1.2	0.8	▲ 0.4	▲ 1.7	1.34	1.27	0.6	2.6	▲ 0.2	4.9	2.52	2.46	▲ 3.2
8月	▲ 0.7	▲ 1.8	0.1	▲ 3.6	1.35	1.29	▲ 2.7	▲ 13.8	0.1	▲ 5.6	2.59	2.84	▲ 4.9
9月	0.1	▲ 1.3	0.6	▲ 1.3	1.36	1.32	4.8	▲ 6.7	2.0	▲ 0.6	2.52	2.58	▲ 12.8
10月	▲ 0.2	▲ 0.7	0.5	▲ 0.5	1.37	1.38	▲ 0.5	0.9	▲ 1.2	2.9	2.51	2.73	▲ 10.3
11月	0.2	▲ 1.2	0.7	1.1	1.38	1.44	▲ 2.2	▲ 6.1	▲ 1.0	▲ 1.1	2.54	3.08	▲ 4.7
12月	0.3	▲ 0.5	0.2	2.4	1.38	1.51	5.9	2.6	5.2	5.4	2.52	3.22	▲ 4.9
令和7年1月	▲ 1.1	▲ 1.6	▲ 0.2	1.8	1.39	1.51	▲ 5.2	▲ 2.1	▲ 5.5	▲ 0.7	2.51	2.53	0.3
2月	▲ 0.2	▲ 4.3	▲ 2.0	▲ 1.9	1.36	1.47	▲ 9.1	▲ 17.2	▲ 2.3	▲ 8.1	2.70	2.74	▲ 21.3
3月	▲ 1.2	▲ 3.7	▲ 1.7	▲ 3.3	1.36	1.43	11.0	0.2	4.9	▲ 1.6	2.55	2.39	▲ 4.3
令和7年度													
令和7年4月	▲ 2.8	▲ 5.6	1.0	▲ 2.2	1.41	1.33	0.4	▲ 0.5	0.1	2.7	2.54	1.73	▲ 4.3
5月	1.4	▲ 5.3	1.7	▲ 0.7	1.41	1.28	2.6	▲ 4.1	▲ 4.9	▲ 4.5	2.36	2.21	▲ 9.9
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
令和8年1月													
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。
2 令和6年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。

有効求人倍率の推移（季節調整値）

（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

愛媛労働局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.40	1.42	1.45	1.49	1.53	1.51	1.52	1.56	1.55	1.57	1.54	1.57	1.51	1.55
30年	1.57	1.59	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和 元年	1.67	1.67	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.64	1.64	1.62	1.64	1.60
2年	1.57	1.52	1.46	1.39	1.35	1.32	1.29	1.24	1.24	1.21	1.18	1.18	1.32	1.26
3年	1.21	1.24	1.25	1.27	1.27	1.31	1.30	1.29	1.29	1.30	1.32	1.34	1.28	1.31
4年	1.35	1.34	1.35	1.40	1.42	1.45	1.46	1.47	1.47	1.47	1.46	1.47	1.42	1.44
5年	1.46	1.41	1.39	1.38	1.40	1.39	1.37	1.37	1.36	1.36	1.33	1.34	1.38	1.36
6年	1.34	1.34	1.37	1.37	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.37	1.38	1.38	1.36	1.36
7年	1.39	1.36	1.36	1.41	1.41									

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
 なお、令和6年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。
 2 年計及び年度計は原数値。

令和7年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和7年5月

愛媛労働局

主要指標 安定所	就職件数 (一般)		充足数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	5月実績	年間目標	5月実績	年間目標	4月実績	年間目標
	令和7年度実績累計	進捗率	令和7年度実績累計	進捗率	令和7年度実績累計	進捗率
松 山	521	6,817	566	7,305	—	32.7
	1,086	15.9%	1,173	16.1%	—	—
今 治	170	2,140	149	1,950	—	36.7
	358	16.7%	323	16.6%	—	—
八幡浜	67	1,000	58	890	—	31.1
	159	15.9%	133	14.9%	—	—
宇和島	126	1,450	119	1,250	—	36.2
	241	16.6%	219	17.5%	—	—
新居浜	154	1,710	179	1,720	—	36.6
	289	16.9%	331	19.2%	—	—
西 条	119	1,420	84	1,120	—	36.3
	257	18.1%	195	17.4%	—	—
四国中央	158	1,430	149	1,420	—	42.4
	285	19.9%	281	19.8%	—	—
大 洲	75	980	73	860	—	42.4
	144	14.7%	130	15.1%	—	—
合 計	1,390	16,947	1,377	16,515	—	35.0
	2,819	16.6%	2,785	16.9%	—	—

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになる。

用 語	解 説
季節調整値	求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値＝原数値÷季節指数×100)
新規求人数	期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。
月間有効求人数	前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。
新規求職申込件数	期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。
月間有効求職者数	前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。
新規求人倍率	新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。
有効求人倍率	有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。
正社員	雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。